

3 日 目 (6 月 7 日)

第2回福生市議会定例会会議録（第9号）

平成19年6月7日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家 庭 部 長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 榮喜君	議会事務 次 長	藤田 充君	次長補佐 兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第2回福生市議会定例会議事日程（3日目）

開議日時 6月7日（木）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕
- 日程第3 議案第38号 福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第39号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第40号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第41号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第42号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第43号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第44号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第46号 昭島市の公の施設の設置に関する協議について
- 日程第12 議案第47号 損害賠償額の決定について
- 日程第13 議案第48号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第14 議案第49号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第15 議案第50号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第16 議案第51号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第17 陳情第19－1号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第2回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定をしておりますので、よろしくお願いいたします。御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、2日目に続き一般質問を行います。

まず、14番青海俊伯君。

（14番 青海俊伯君質問席着席）

○14番（青海俊伯君） おはようございます。それでは、御指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、我が会派の新人議員に対しまして、親切、丁寧な御答弁をいただきまして、会派代表して御礼を申し上げます。同じような形で、丁寧、かつ前向きな御答弁を期待しております。

さて、平成19年度も既に3カ月目に入りましたが、初めに、冒頭の質問の妊産婦健診の無料化拡大についてお話をする前に、その財源の問題がございますので、19年度の予算ベースの話を若干させていただきたいと、このように思っております。

本年度予算は、一般会計予算規模で225億8300万円、平年ベースの予算規模では193億6606万円と、平成18年度とほぼ同額であります。大規模の3事業で32億1693万円、歳入ベースで見ると地方交付税の割合が22.0%ですが、うち普通交付税が17億2300万円となっていて、過去7年間、減少傾向にございます。これは、平成18年度から本来普通交付税として交付されるべき額が、臨時財政対策債という起債に振り替えられたことによるものもございますが、このような形で普通交付税が減少傾向にあるという中での質問という形になってまいります。

そこで、質問の第1番目、妊産婦健診の無料化拡大について質問をさせていただきますが、まず確認でございますが、最近の妊産婦健診についての厚生労働省の動向に

ついてどのように認識をされているか、お伺いするものでございます。私の知るところでは、以下のようになっております。

妊産婦の方が受けるべき健診の回数として、妊娠初期から分娩まで14回程度と聞いております。このうち公費負担によって無料化されているのは2回程度でございます。全国平均では2.14回となっております。平均的な健診費用は1人当たり約17万円に上っているのが現状のようであります。直近の動向では2007年度の予算編成では、妊産婦健診への助成を含む少子化対策に充てる地方交付税の配分額が、2006年度の380億円から700億円と倍増されました。市町村が実施する少子化対策事業の財源は確実に強化されていると認識をしております。ただ、実際に何回まで無料化するかにつきましては実施主体であるところの市町村の判断にゆだねられておりまして、市町村の積極的な取り組みが期待されているところであります。

去る2月7日の衆議院予算委員会におきまして、公明党の斉藤鉄夫政務調査会長が妊産婦に対する無料健診の回数をふやすように改めて訴えたのに対して、柳沢厚生労働大臣が、「まず5回を基準にしてぜひ実現していきたい」と答弁したところでございます。このようなふうに認識をしておるのでございますが、冒頭申し上げましたように、現実的には普通地方交付税総体としては減少傾向にある、という中におきまして、どのようにとらえられているか、お伺いをするところであります。

次に、担当の課の方にお伺いしましたら、最近、近隣の市の担当課長会等でこの件も話題になったということでございますので、近隣市町村の動きについてどのようになっておりますか。そして、これらのことを踏まえて今後の方向性についてのお考えをお伺いするところでございます。

質問の2番目は、名称は何と言っているのかわかりませんが、仮に「高齢者ガイドブック」、「シルバーガイドブック」でも結構ですが———についてお伺いするところでございます。作家の堺屋太一氏が1980年に「団塊の世代」を発刊して以来、団塊の世代という言葉が生まれたわけでございます。堺屋氏は昭和22年、1947年から昭和26年、1951年ごろまでに生まれた人々を意味してつけた世代の名前でございますが、まさしくこの年代の人々が定年退職等する時期後生じるさまざまな問題が「2007年問題」として称されてきたのは御案内のところでございます。この「団塊の世代」の特徴をキーワードであらわすと、「受験勉強、競争、全共闘、ジープン、ニューミュージック、ニューファミリー」などがあり、その活力は時代を牽引するのに十分なものであります。

また、ある評論家は昔と現在の年齢対比をすると、「現在は昔の7掛けである」と言っております。すなわち、現在の70歳の方は昔の50歳ぐらいの若さであるという意味合いかと思えます。「人間五十年、下天の内をくらぶれば、夢まぼろしのごとくなり」と、織田信長が天下統一への第一歩を踏み出した桶狭間の戦いの前夜、歌い舞った「敦盛」は有名な一節でございますが、その後、信長は48歳、本能寺の変で人生の幕を閉じました。それから約450年でございますが、大挙集中的に、今まで企業の第一線で活躍されてきた人材が地域社会に戻ってくると言っては大げさになりますが、それほどの人材という資源、人的資源があふれ来る時代になります。

あるデータによると、団塊の世代のうちの約3割の方が何らかの形で地域社会に貢献をしたいと考え、残り3割の方は自分の趣味や旅行で余生を楽しみたいと考えていると言います。今まさに2007年問題は、団塊世代の人的資源活用の元年にも当たると、このように思うわけでございます。

そこで、第1点目でございますが、横断的な情報提供について質問をいたします。これらの方々に対する行政サービスは、サービスとしましては介護保険制度、あるいは年金制度を含めて多岐にわたって、行政で言うならば福祉部の高齢福祉課、あるいは教育委員会における生涯学習、あるいは社会福祉協議会、さまざまな各種メニューが多岐にわたっておりますが、これはサービスを受ける側としての世代でもあると同時に、先ほど言いましたように地域社会に貢献をしたいという、みずからサービスの担い手としての世代でもあるわけでございまして、このような状況について福生市はどのように認識をされているのでしょうか。

2点目に、このサービスの受け手でもあり、担い手でもあるという視点で見れば、各種行政サービスの利用者でもあり、また主体的なボランティアとしての協働、いわゆる片仮名で言うところの「コラボレーション」の相手でもあります。これらに対してどのような仕組みをつくっていくか大切な点であります。どのようにお考えでしょうか。

このような認識に立って、現在の各種情報提供は利用者側に偏っていて、それも縦割りであります。この解決も大切であります。一番求められるのはサービスの担い手、人的資源の立場でどのようにまとめて情報を一元化できるかだと考えるところでございます。

そこで、名称は先ほど言いました「シルバー」がいいのか、「シニア」がいいのか、「高齢者」と呼ぶには余りにも若い。こういう世代の方々に対して、行政で縦割りになっているものの市民参加を求めている会議体、審議会、各種ボランティアなどなどを1冊の冊子にまとめて、「福生市では皆さんの経験、知識、能力をいかんなく発揮していただける地域貢献、社会貢献のメニューがこれだけあります。どうぞ積極的に第2の人生を地域社会のために役立ててください」という、提供していただくのがガイドブックの趣旨であると思います。ぜひとも団塊の世代の力を、福生市の地域力として生かしていくガイドブックを作成していただきたい、と提案をいたしますが、市当局のお考えをお聞かせいただきたい。

次に、心のバリアフリーについて質問をいたします。前回、3月定例会の一般質問で、視覚障害者の方の日常生活用具の導入について質問をいたしましたところ、ほかの障害をお持ちの方からも多くの御意見をいただく機会を得ました。その中で、意見交換をしていくうちに行政が行う障害者福祉の施策と言え、市内のバリアフリーの場所がどれだけふえたかということや、障害者自立支援法に関してのことが多い。しかし、その前提として障害を持たれている方々が安心して生活できるまちが、いかに大切ではないかという問いかけがありました。箱物や道路のバリアフリーももちろん大切でございますが、それ以上にメンタルな側面と言いますか、いわゆる安心して生活できる、楽しく生活できるまちづくり、一人一人の市民が障害のあるなしにかかわ

らず、当たり前のようにまちに出て声をかけ合っている、まさに「心の中のバリア」をなくすことが大切ではないでしょうかということでした。全く同感でございます。その意味において、そういう立場に立って、まず1点目にお伺いしたいのは、福生市の小・中学校における心身障害教育について、固定学級、そして通級学級、特別支援教育に関しての現状の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、心のバリアフリーに関しての取り組みはいかがになっておりますか、お伺いするところでございます。

最後の大きな4項目目の質問は、IT化・事務合理化についてであります。明年4月の新庁舎完成を一つの契機として、多くの分野でIT化・合理化の進展が図られると期待をしております。そこで、初めに項目別の進捗状況についてお伺いするものでございます。代表的な項目について御報告いただきたい。

あわせて、マイクロソフト社はWindows XPの保守メンテナンスの打ち切りを宣言しておりますが、最新のOSであるVistaの導入について見解をお伺いするところでございます。

次に、大きな4項目の2点目として、総合窓口はどのような展開になるでしょうか。現在、試行中の総合窓口についての状況を教えてください。特に、単純化、簡素化すればするほど課題も出てくると思います。例えば、本人になりすまして個人情報を得ようとかする者が出ないとも限りませんので、総合窓口における本人確認はどのような形を考えているかをお伺いするところでございます。

最後に、文書管理システムを導入することによって、職員が1名削減できるという形で文書管理システムの導入を決定して現在に至っておりますが、この導入成果についての確認をしたいと思いますので、文書管理システムの導入成果についてお伺いするところでございます。

以上、大きな4項目、午前中の主だった時間を使わせていただきますが、よろしくどうぞお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。きょうもよろしくお願い申し上げます。

青海議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。まず、妊産婦健診の無料化拡充についてということでございまして、厚生労働省の動向の認識というお話でございました。妊婦が受けるべき妊婦健康診査は厚生労働省通知では、妊娠初期から分娩までの間に13回から14回程度が望ましいというふうに言われております。具体的には妊娠初期から妊娠23週まで4週間に1回、その後35週までは2週間に1回、そして36週以降分娩までは1週間に1回受診すると、そんな形にしますと分娩までの受診回数が13回から14回程度となるということでありまして。

本年の1月に厚生労働省通知によりまして、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方が示されましたが、その妊婦健康診査において健康な妊娠、出産を迎える上で経済的理由により受診をあきらめる者を生じさせないために、最低限5回程度の公費負担による妊婦健康診査を実施することが原則であるといったような言い方をしまして、その取り組みを求めています。それが状況ということになるかと思います。

次に、2点目の近隣他市の状況でございますけれども、この健康診査費用は地方交付税に算定されてはおりますけれども、これは御存じのように需用費の中に入っているというだけの問題でありまして、今のところ公費負担による妊婦健康診査を5回実施するといった区市町村は見当たらないという調査結果が、東京都から出されております。

次に、3点目の今後の方向性というお話でございます。現在、福生市では妊婦健康診査を2回、出産予定日現在35歳以上の妊婦の方に、妊婦超音波検査を1回公費負担でやらせていただいております。この健康診査を5回実施するとした場合、約1000万円の歳出負担増が予想されます。厳しい財政状況ということがございますけれども、いずれにいたしましても子育て支援、あるいは出生率の問題に対する対策としてどういう政策を選んだらいいかと、それから今の福生の財政力の中で新しいことをやろうといたしますと、何かを削って、そこに回すという形になりますので、そのあたりの、要するに政策選択の問題をどうしていったらいいかということになってまいります。

したがって、このあたりにつきましては、例えば妊婦健康診査に対する国の十分な補助金がいただけるようなそういう変化があれば、それに対応する形でできるだけそういったものにこたえていくということではできると思いますが、全体的なそういった視点での政策選択の問題を考えざるを得ないというふうに思っております。したがって、この辺については問題として持たせていただきますが、現状では2回実施といたしまして、妊婦の方々にはできるだけ妊婦健康診査をお受けいただくような、あるいは母子手帳交付時等機会あるごとに周知をしていくというような、そんなことの中で進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

次に、高齢者ガイドブックについての1点目、横断的な情報提供についてということでございます。昨今、高齢者に対しましての情報につきましては大変多く、複雑になっておりますし、いろいろなものが出されております。したがって、高齢者情報に限らず横断的な情報提供体制や一本化した窓口対応が求められていると思っておりますし、団塊の世代の方々が大量退職を迎えることによりまして、生きがいを求めてボランティア活動などへの動きも増加するというふうに思われますので、ボランティア活動などを希望する方へ的高齢者情報につきましては、工夫を凝らして、総合的な情報提供の必要があると、そんなふうに思っております。

次に、相互互惠といったようなことでございますが、いずれにしましても高齢者の方が――高齢者と言いましても非常に難しいのでありますけれども、先ほどのお話のように非常に若いわけございまして、その方々が地域の中で人のために何かをやるとういったようなときにどうしたらいいかということになってまいりますし、その場合にお互いにそういう形で相互に助け合っていくというような考え方を、高齢者同士の中で持っていくというそういうことが非常に大事でありますし、既にそういう考え方をお持ちになられまして、実は福生のボランティア活動というのは高齢者の方にほとんどが支えられていると言ってもいいほど、大勢の方々が参画をしてくださっていると見ております。そういう意味で、この年代の方々の経験と力というものをでき

るだけいろいろな形で発揮をしていただいて、例えば子育ての支援の問題もござい
ますし、それから高齢者同士のお互いの助け合いと言いますか、支え合いといったよ
うな問題もございまして、そんなことが地域の中でできるような、そんなことができて
いけばいいと思います。

いずれにしても、そういったふうに考えますと、現在は輝き市民サポートセン
ターの中で、ボランティアにかかわる基本的な部分での情報提供をやっているわけで
ありますけれども、高齢者に特定してという形はまだ今のところできておりませんの
で、そういった意味ではガイドブックといったようなもの——「シルバー」という
ようなお話もございましたが、そういったものを作成していくということ、こういっ
たことも必要ではないかというふうに思います。

いずれにしても、できるだけ大勢の皆さんが自由な時間を使って、お互いに、
「人のために」、というのは逆に言えば「自分のために」ということになるのでありま
すけれども活動をする、いわゆる公益的な活動をしていくというような形でつなが
っていただけるような、そんな方向が出せるようなものができればというふうに思っ
ておりまして、ガイドブック作成等の御提案につきましては十分今後考慮してまいり
たい、こんなふうに思います。

次の教育行政につきましては教育委員会から答弁をいたします。

次に、ＩＴ化・事務合理化についての１点目の、項目別進捗状況ということでござ
いですが、国の状況については既に御存じのように平成１３年１月に「e-Japan
戦略」を策定したことに始まりまして、本年も３月に総務省が新電子自治体推進指
針を策定しております。いずれにしても、電子自治体構築ということが一つの課
題ということになっております。このような中で、福生市のＩＴ活用推進計画に基づ
きまして、市民サービスの向上、業務システムの見直しと高度化、情報通信基盤の整
備などを柱としてＩＴ化に取り組んでおります。

進捗状況ということでございますけれども、特に進捗度を出しているわけではござ
いませんが、これまでも東京電子自治体共同運営協議会の共同事業による電子申請サ
ービスの開始や、施設空き情報提供サービスなどに取り組むとともに、昨年度は市民
に行政情報をわかりやすく提供し、さらに市民との協働を推進するためのホームペ
ージのリニューアルなどを行ったところでございます。今後も積極的に進めていきたい
と思いますが、幾つか具体例を申し上げさせていただきます。

まず今年度、施設空き情報提供サービスをさらに進めまして、屋外体育施設のうち
６施設につきまして、試行的に予約システムを導入することといたしております。ま
た、新庁舎の建設にあわせ本年１０月から試行ではありますが、市民サービスのさら
なる向上のため総合窓口システムを導入いたします。さらに、推進計画の柱の一つで
あります業務システムの見直しと高度化を推進するために、庁内の全システムに対し
て調査・分析を行い、経費の妥当性等について検証を行った上で、情報システム経費
の削減や効率的な運営を図っていきたいと思っております。

また、２０年度にはインターネットにより議会中継を広く市民に提供するインター
ネット議会中継システムや、議事録の作成を効率化させるために音声反訳議事録作成

システムの導入なども計画されております。一例を申し上げましたけれども、今後ともITを活用した市民サービスの向上と行政事務の効率化、迅速化をより一層進めてまいりたいと思います。

Windows Vistaの件につきましては、企画財政部長から答弁いたします。

次に、2点目の総合窓口についてでございます。現在の状況でございますけれども、第1期工事終了後、新庁舎に移りましてから2カ月でございますが、現在までこれといったトラブル等はなく済んでおります。何分にも仮配置のフロアが狭く、市民の方には大変御迷惑をおかけしているという状況になっております。

課の名称も基本的には総合窓口課といたしまして、従来からの住民票等に加え、税務関係証明書等も1カ所で交付をしております。また、フロアマネージャーを2名配置いたしまして、窓口案内や各種申請書等の記入指導、相談等も行っております。今後、平成20年4月に向けて窓口システム等の改良を行ってまいりますが、窓口業務がスムーズに移行できるよう関係部署等との調整、あるいは職員等の研修も進めていきたいと思います。

次に、新庁舎完成後の平成20年4月における総合窓口のあるべき姿ということになりますが、総合窓口は市民の方が何のために来庁されたのか、その用件に対してわかりやすいフロアであり、親切、丁寧、迅速かつ的確な対応を行うことを基本にして諸手続等を可能な限り一つの窓口で完了する、いわゆるワンストップサービスをするというところであります。

市役所にさまざまな用件で市民の方が来庁されます。そこには総合案内とフロアマネージャーを複数配置しまして案内、相談、諸手続等のサポートを実施します。窓口の事務処理につきましては、今までは何種類かの申請書を記入していただいた方式から、職員と市民との対面方式で対応し、申請書、対象者、必要な証明等を口頭申請しますと、その場で職員が端末に入力し、申請書が打ち出され、さらに本人確認を行い、申請書にサインをもらいまして、住民票等でプリントアウトされるシステムということになります。迅速、確実に事務処理ができるのではないかと考えております。

総合窓口は実施してみなければ気づかない点もあろうと思いますので、試行錯誤しながらということになりますけれども、市民の側に立った効率的、効果的な事務処理の向上を図っていくための改善もしていくことも重要だろうと、そんなふうに思います。また、より質の高いサービスを目指しまして、臨機応変に柔軟に対応できる職員の研修等も行ったり、窓口に来た市民の方に満足して帰っていただけることを目指してまいりたいと、こう思います。

次に、各種申請書等に伴う本人確認ですが、住民基本台帳法、あるいは戸籍法によりまして、従来までは何人でも証明書を取得することができるとされておりましたけれども、平成19年5月11日に公布されました戸籍法の一部改正により、戸籍に記載されている者または配偶者等に規定されたことにより、より厳しくなっております。福生市においては平成15年4月から、「福生市戸籍及び住民基本台帳に係る届出等の本人確認に関する事務取扱要綱」によりまして、既に本人確認をいたしておりますが、今後さらに厳格な事務処理を行ってまいりたいと思います。

次に、3点目の文書管理システムの現状、状況ですが、市に届く文書の收受や起案、保存等に利用しておりまして、收受、起案した文書は毎年1万件ほどございます。文書管理システムを導入する以前は、この1万件の文書を、集中管理をしていたわけでございます。システム導入後の文書は各課での分散管理となりまして、文書管理を担当しておりました文書管理課文書係は、4人体制から3人体制といたしました。

情報公開制度から申しますと、それまでの集中管理方式では、文書の目的等により作成しました固有文書分類表によりまして文書のつづりがありますので、それを特定をいたしまして、必要な文書をその中から検索をしておりました。しかし現在は、收受した文書、起案した文書等それぞれが表題により整理されておりまして、文書を検索することは非常に容易になっております。新しい文書管理システムは職員の削減や公文書である情報資産を目録管理することができ、情報公開請求の対応が迅速に行えるなど、情報公開制度の支援としても大変有効に稼働しているところでございます。

以上で、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 青海議員さんの御質問に、お答えをいたします。

心のバリアフリーについての1点目、小・中学校におけます障害者教育についての取り組み状況の御質問をいただいているところでございます。心身に障害のある児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばしながら、社会的に自立することを目指し、一人一人のニーズに応じた指導及び支援を行うべく、本年度は次のような特別支援教育推進事業の展開をいたしてまいりたいと考えております。

まず一つといたしましては、教員に対します理解啓発でございます。都立養護学校教員等を講師といたしまして、特別支援教育理解研修を各学校に開催をいたしてまいります。

二つ目には、特別支援教育推進委員会を主宰いたしまして、各校の特別支援教育コーディネーターに対します年間11回の養成研修を実施いたします。内容といたしましては特別支援教育の理念の理解や、LD・ADHD等の発達障害児の理解と指導方法についての事例検討会を、都立養護学校の教員等を講師に招いて実施をいたしてまいります。

三つ目に、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成いたしてまいります。この事業は、平成17年度からそれぞれの計画作成のための研修を開始をし、モデルとなる計画書についての情報提供などを行ってまいりましたが、本年度は市の教育研究会の特別支援教育部会におきまして、様式の検討や決定をいたしたいと考えております。

四つ目に、副籍事業の充実に努めてまいります。都立あきる野学園養護学校在籍児童との直接的交流を第一小学校、第五小学校、第七小学校において継続をして実施いたします。また、学校だより等のやり取りを行います間接的交流も充実にいたしたいと考えております。

五つ目といたしましては、LD・ADHD等発達障害児の指導に携わります教師への支援や、子どもへのかかわり方に困惑をしておられる保護者への支援のため、臨床心理士の資格を有します小児科医及び市の心理相談員を学校に派遣をいたしまして、

相談活動の実施をいたしてまいります。

六つ目には、関係機関との連携ということでございますが、特別支援教育連絡協議会を7月と2月に主宰をいたしまして、幼児教育や子育て支援を担当いたします福祉、医療、保健関係者及び保育園、幼稚園関係者との連携の場を設定したいと考えております。

七つ目には、本年度は中学校での通級指導学級を第二中学校に開設をいたしました。これによりまして小学校の2校の通級指導学級との継続指導へとつながっているところでございます。また、各学校におきましても障害のある児童・生徒に対する理解を深めるための教育活動の充実をさせております。

一つには、第一小学校では特別支援学級でありますひまわり学級との行事や集会を通じた交流を深め、共感的理解を育んでおります。また、第二小学校ではくまがわ学級と通常の学級との給食交流やリズム体操等の交流学习を通しまして、助け合いや思いやりの心の育成をいたしております。

今や、これまでの心身障害教育から現在の特別支援教育へ方向となっていてありますのは、一人一人の教育的ニーズに対応するための考え方によるものでございます。すなわち、障害のある児童・生徒は、その障害による学習上、生活上の困難を有しており、そこでその教育的ニーズを把握し、それに対応した指導等を行う必要があります、加えてそのような必要性に対しましては周囲の理解と支援が重要で、日常の児童・生徒指導上も十分な配慮が望まれるということでございます。

2点目の御質問の、学校教育における心のバリアフリーということにつきましては、障害のある児童・生徒への理解を深めるだけでなく、通常の学級に在籍する児童・生徒に自然に、当然のこととして助け合いや思いやりの行動がとれる心を育成することと理解をいたしますと、そういう視点からは障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習は大きな意義を有すると考えております。すなわち、交流や共同事業は障害のある児童・生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担うだけでなく、障害のない児童・生徒が障害のある児童・生徒自身への、そして障害のある児童・生徒に対する教育についての理解と認識を深めるための機会となるものでございます。

この点からも、小・中学校におけます交流事業等を積極的に進めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、平成17年度から特別支援教育に向けて取り組みを進めてまいりましたが、さきに申し上げましたような施策の展開を進めながら、議員の御指摘もありましたように、「だれもが、いて当たり前の社会づくり」に努めてまいりたいと存じます。

以上、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

Windows Vistaについてでございますが、マイクロソフト社が5年ぶりに発売をしたパソコン向けの新しいOSでございますが、福生市では現時点では早急に導入する予定はございません。このような新しいシステム製品につきましては、業務上で使用する際に安定的に動作するか、あるいは過去のデータと互換性が十分にあ

るかということが重要な判断基準となっておりまゐります。V i s t aにつきましては、発表されて間もないこともあり、情報が十分ではありませんが、互換性について幾つかの問題点が指摘をされております。

まず、文字につきましては使用できる外字の数が増加した一方で、既存の書体の一部に変更があり、既存システムとデータ交換では文字の表示に相違が出る場合があること。次に、V i s t aに対応した新しいワード、エクセルは大幅に機能強化が図られておりますが、作成したデータは古いバージョンのワードやエクセルではそのままでは編集できなくなるということなどが指摘をされております。

個人が購入するパソコンはV i s t aへの移行が進んでおり、これらの問題も利用の拡大とともにいずれ解消されてくると考えております。このようなことから、時期につきましては未定ではございますが、今年度中に数台にインストールをして、動作検証等を行い、研究をしていく予定でございます。

○14番（青海俊伯君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

初めに、妊産婦健診の無料化拡大でございますが、基本的には厚生労働省の通知によって妊婦健康診査による公費負担の望ましいあり方について、通知で示されたように認識はしていただいていると理解をしております。大事なことは、答弁にもありましたように経済的な理由等で受診をあきらめる人を生じさせない、そしてなおかつ13回ないし14回の中で5回程度は何とかさせてあげたいということで通知は出ているわけでございますが、結論から言うと地方交付税に含まれていてははっきりわからないと、ない袖では触れないといったことなのかなと、現時点におきましては。しかしながら、厚生労働省は先ほど申し上げましたように普通交付税に前年度比で370億円プラスの700億円にしたと、地方自治体としては地方交付税が内容の精査が今時点でできないので、財源が確定的ではないというような形になろうかと思いますが、そこで、福生市における普通交付税関係の担当部署である野崎企画財政部長にお伺いするところでございますが、どのぐらいの時点で普通交付税の内訳と言いますか、明確になるのかお伺いをしたい。

それにしましても、国レベルでは随分と遠回りで普通交付税に算入するから、このような手間がかかって、市民と密着している地方自治体の施策がおくれる一因にもなるわけで、本来ならば、この点は私の方からも国会議員にはよく言うておきますけれども、これらの喫緊の少子化対策のような施策の財源措置は、明確な交付金のような形で出してもらえるように、野澤市長におかれましてもいろいろな場面で都や国への要望を出される機会もあろうかと思しますので、ぜひともこういうものは具体的な財源処置として短時間に対応できるようにしてもらいたいと、声を大きくしていただきたいと、これは要望でございます。

さて、この2回の健診を5回にすると費用増加の見込みが毎年約1000万円であるということで、御答弁の中で福生市の財政力からいって何を削って何を入れるか、取捨選択をしなければいけない、政策を選択せざるを得ないということでございますが、19年度の予算編成の冒頭にも書かれております中で、仮に今回、4月の選挙に

おきまして議員定数が2、減ったわけです。優にこの1000万円を超えているわけです。この浮いたお金はどこに行ってしまったのだろうと。通常の企業会計ですと、合理化をしまして1000万円ないし2000万円を浮かせましたと、これは、こういう施策に、あるいは新商品の開発なり、あるいは新しい市場開拓にとか、何々に使いますとかというふうな形で明確になるのですが、どうもそういう意味では合理化した、あるいは新しく変革をして生まれたその分のお金と言いますか、原資がどこに使われていくかというのはあいまいとなっていていかに得ない。これはまたどこか別な機会ですっかりと、東京都が始めたような複式簿記のようなことまで指摘していかなければいけないかなというようなことも、この財源のことを考えたときに出てまいりました。

それは、別の機会に譲るとしまして、一つの大きな課題を残したかなと思っております。そんな意味で、まず普通交付税の中で増減はあるにしても少子化対策として厚生労働省が330億円を700億円に上げた、これが各地方自治体の普通交付税に置きかえたら幾らぐらいになるかわかりませんが、少なくとも2回から5回へとふやすのに役立つ原資は担保したよと、こう言っているわけなので、その辺の精査はいつごろできるかお願いをしたいと思っています。

これは、市の姿勢にもよる、取り組み方にもよるのですが、もちろん財政力のあるなしというのは根本的な課題でございますが、例えば、ある市では国の方向性がそのような形になってきている。であれば、先行的に少子化対策を充実させていこう、2回から一気に14回まで完全無料化していこうというようなことを検討している市もあると聞いております。しかしながら、担当の課長さんたちの会議においては当然のことながら、政策決定のレベルではないですから、どうしてもそういう現状の中での判断しかできないから、これはやむを得ないなとこう思っておりますので、多分この妊産婦の健診の無料化拡大につきましては、この6月定例議会におきまして全国一斉に我が会派の議員が取り組んでおると思っておりますので、状況を見極めていただきながら普通交付税の内訳がわかった中で、またお考えをいただければとこのように思っております。妊産婦の無料健診の拡大についてはそこまででございます。

続きまして、再質問の2番目はガイドブックの件でございますが、積極的な御答弁をいただいたので非常に心強い限りでございますので、積極的な御答弁をいただいたので言うのではないのですが、そこまで御答弁をいただいたのだから、やはり実施していきたいと決めたならば、やはり目標は持つべきだろうなとこう思っております、大よそで結構でございますが、何事も「いつごろまで」という目標管理も大事になってまいりますので、往々にして私どもでも市民の方とお約束をしたり、あるいはいろいろな提案をするときに「いつまでにこうしたいですね」というのは当然のことでございますので、いつごろをめどに形になりそうかなと。これは「なる」というのでなくて結構なのです。担当部の方で「したいな」と、そういう思いで、まず思いがなければ何事もできませんから、思いで結構でございますので、年度内には何とかしたいとか、思いで結構ですので、担当部長さんの御答弁をいただければと思っております。

続いて、再質問3番目として心のバリアフリーにつきましてお伺いをいたします。

昨今、新聞紙上にも出てまいりましたけれども、就学相談の件が上りました。東松山だったでしょうか。小学校入学における就学相談を廃止したということがありましたけれども、この件でのお考えをあわせまして、その件についての所見をお伺いしたいのと、今、答弁をいただいた中で特別支援教室、そして通級学級、固定学級、あるいは一般教室等々の交流、その他については随分事細かく、何点かにわたってお話をいただきましたので理解できました。小学校に入学した後に、仮に発達障害等が判明した場合の教育相談のかかわり方と言いますか、教育委員会のかかわり方、どのようになっているか、保護者のケアも含めてお伺いをいたします。

それで、御答弁の中で学校教育の現場における固定学級、通級学級取り組み等は理解できたのですが、授業が終わった後の件です。いわゆる障害を持った児童・生徒さんの居場所はどのようになっていますか。学童クラブに行っている場合や、そのほかの居場所づくりに対しての計画はあるでしょうか、お伺いをしたい。

例えばの話、これは一つの行政単位でできるものではないのですが、羽村市などは数年前に「青い鳥」だったか、こじんまりした部屋ですけれども、障害をお持ちの方々のお子さんたちが、来られる場所をつくっていらっしゃる。あるいは、これは在宅支援の事業所でございますけれども、やはり障害をお持ちの児童の方々を受け入れている事業所もあると伺っておりますが、その意味で学校の授業が終わった後の居場所等についてはどのような認識かお伺いをしておきたいと、このように思います。この2点です。

あと、事務の合理化、ITにつきまして、ありがとうございます。よくわかりました。そこで、細かいことで2点ばかりお伺いしたいのですが、職員の出退勤等のカード化、あるいはガソリン代の支払いについてのカード化について検討したことがあるのかどうか、その辺の実情を教えてください、このように思っております。

いずれにしても、新しい事業を行おうといたしますと、どうしても財源の確保というのがそれに伴わないと、本当に無責任な約束に終わってしまうと言いますか、大事なことは財源をしっかりとつくる努力をして、そして、できる中で市民のため何が一番最適か、優先順位をつけるか、そこが市長の腕の見せどころになるわけですから、その意味で、まず、行政でできるIT化、あるいは事務の合理化を通してどこまで原資をつくれるか、それには小さいことの積み重ね、大きなところで、これといったものというのはいくらまで来ると、そうそうあるわけではございません。小さな事業の見直しからということなので、今のガソリン代の支払いのカード化、今はたしか手書きで請求事務をやっていると思います。要は、カード化して値段が下がらなければしょうがないのですが、どんな実情になっているかでございます。

出退勤のカード化につきまして、なぜこんなことを言うかという、例の住基ネットの関係も含めて、いつとき、カードの中にICチップが入ると何でもかんでもできる夢のカードみたいなことがありまして、福生の中における一番、最大規模の事業所であります福生市役所の皆さんが持っていていらっしゃる、多分、個人個人のナンバー、管理をされているカードがあると思いますが、それらの出退勤をカード化することによって、健康管理の部分だとか研修に行った、行かないとか、もろもろの人的管理が

できるのではないかとこう思っているのですが、そういうことを含めてお願いをいたしたいと、このように思っております。

あと、総合窓口につきましては、まだ始まったばかりで、今、狭い中でよくやっていただいていると思っております。

また、本人確認につきましても具体的にいろいろな知恵を出しても、出しても、これは世の中は、本当により専門的な知識を持った——悪いことを考える人も出てこないとも限らないので、日々、情報を密にさせていただいて、今やろうとしている本人確認の方法がベストではなくて、いろいろさらにレベルアップできるようにお願いしておきたいと、このように思っております。くれぐれも総合窓口につきましては、来年の4月、新庁舎ができたときに、1階の広いフロアの中で、本当に市民の方に「入れ物は変わったけれども、中身も随分変わったな」と言ってもらえるような総合窓口にしていただくために、今何をすべきか十分検討していただきたいと要望をしておきます。

以上、何点か再質問をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（原島貞夫君） 11時5分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

~~~~~

午前11時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問に答弁をさせていただきます。まず、普通交付税の内訳が明確になる時期についてでございますが、平成19年度の普通交付税の各費目ごとの詳細につきましては、いまだ国から単位費用等が示されておられませんので、現時点におきましては把握できない状況でございます。

また、妊産婦の健診にかかる基準財政需要額につきましては、妊産婦及び乳幼児の保健指導、訪問指導、健康診査に関する事務の費目でございます母子衛生費という項目の中の一部として普通交付税の需要額に算入されておりますので、単独での妊産婦の健診にかかる基準財政需要額は示されていない状況がございます。ただし、母子保健費の単位費用積算の上での標準的な歳出区分の1項目として、妊産婦乳幼児健診等報償費、この経費が示されておりますので、母子衛生費全体の中での妊産婦健診にかかる基準財政需要額の参考になるものと考えられまして、この妊産婦健診にかかる基準財政需要額の報償費、この妊産婦乳幼児健診等報償費の標準的な経費につきましては、例年9月中旬ごろまでには明らかになる予定でございます。

続きまして、答弁が順不同となってしまう、大変恐縮でございますが、IT化事務合理化に関しましてのガソリン代の支払いのカード化についてでございますが、現在、ガソリン代等燃料代につきましては価格に変動がございますことから、四半期ごと、年4回に分け見積もり競争により契約をいたしております。支払い事務につきましては月ごとに業者から送付されます請求書を各担当課に配布し、各課が財務会計システムにより処理をいたしております。事務処理にはそれほど時間を要しないことや、出荷価格の変動があるため契約期間も3カ月間でございまして、同一業者が結果として

連続して契約の相手方となる場合もございますが、長期間にわたる契約を締結する場合は余りございませんので、特に支払い事務についてのカード化や、事務のＩＴ化につきましてはこれまで検討してきていない状況でございます。しかしながら、さらなる効率化が求められております状況の中で、カード導入による事務の効率化等につきましては市側のメリット、あるいは業者側のメリット等も勘案をしながら検討し、より効率的な事務処理に努めてまいりたいと、そのように考えております。

また、ガソリン代についてでございますが、幾つかの業者に尋ねましたところ、市役所の場合は伝票をカード化したといたしましても単価は変わらないとのことでございます。私からは以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、ガイドブックの作成についてでございますが、いつまでにとのお話でございます。できるだけ早くということであるのですが、「担当の思い」ということでございますので、今年度中に作成をさせていただいて、新年度に活用できるように、そのようにしたいなというふうに現時点では考えております。いずれにしても、努力いたしまして、そのような目標に向かってまいりたいと考えております。

○参事（川越孝洋君） 青海議員さんの再質問にお答えを申し上げます。

まず、最近、他市において就学相談を廃止した自治体があり、この所見をというところでございますが、このことは当該市において正確には、これまでの就学指導委員会を廃止し、就学相談調整会議を新たに設置したものと承知しているところでございます。私の経験で大変恐縮でございますが、昨年度、他市におきまして就学検討委員会の委員長を務めさせていただきましたことを踏まえ、所見として述べさせていただきます。

私が属しました検討委員会では、本市同様、まず構成を特別支援学級設置校の校長、学級担任、専門医、都立特別支援学校の教諭、教育相談員、カウンセラー、指導主事、教育委員会職員で組織した委員会でございます。保護者の意向に沿い、相談員との相談状況や事前の体験入学の状況や医師の所見などを意見交換いたしまして、児童・生徒の成長にとってよりよい学習環境と内容の検討を行っておりました。就学指導委員会を廃止した自治体と同じように、保護者の意向を最大限尊重し、検討委員会として協議に拘束されることなく、まさに調整会議であったと認識をしておるところでございます。

都内の自治体のほとんどが同じ傾向であるというふうに考えております。今後も、本市におきましてもこれまでの就学指導委員会の役割を硬直化させることなく、有機的な機能として児童・生徒の健やかな成長を願い、特別支援教育のさらなる充実のため、その窓口となります相談体制のさらなる整備と、より専門的な機関や立場の方々との連携を円滑にし、進めていきたいと考えているところでございます。その際、就学指導委員会を廃止しました自治体が課題として挙げております、特別支援学校の教諭の免許を持つ者の配置や指導員の増員につきましても、今後、教育長会などを通して東京都にも働きかけをしていき、特別支援教育のさらなる充実に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、小学校入学後に発達障害が判明した場合の教育相談と教育委員会とのかかわりについて、また、その際の保護者のケアについてということの御質問でございますが、小学校入学後に学校内の児童の実態から発達障害が疑われ、教育相談を経て発達障害が判明するケースがございます。

こうした際の相談機関といたしましては、教育相談室、子ども家庭支援センターがございます。この二つの相談機関は部署を超えて相互に連携をし、充実した相談の機能を高めてまいっております。教育委員会では、教育相談室に挙がってまいります一つ一つの相談ケースに対しまして、教育的な視点、学校の実態等から指導助言を行い、教育相談員、心理相談員の相談ケースに対する理解を深めているところでございます。また、必要に応じまして学校との連携のもと特別支援学級への入級が必要なケースについては、就学指導委員会を通級指導学級入級につながるケースでは、入級指導委員会の開催を要請をし、入級等の検討と判断をいただき、児童・生徒の適正な就学の促進をしております。

また、発達障害のある児童を持つ保護者のさまざまな苦悩を考えますときに、当該保護者の心のケアをしていくことが重要事項であるという認識を強く持っております。教育相談の対象として保護者の教育相談室来室を心待ちにしているところでもございますが、子どもの問題に総合的にかかわる教育センター的機能が発揮できるような体制を整えていくことにより、教育委員会、学校が一体となって児童・生徒に対する支援と並行して、当該保護者の心のケアにもつながるのではないかと考えているところでございます。何とぞ、さらなる御支援をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

放課後の居場所につきましては、教育次長よりお答えを申し上げます。

○教育次長（宮田満君） 青海議員さんの再質問、授業終了後の障害を持つ児童の居場所、居場所づくりの認識でございますが、教育委員会のかかわる部分につきまして御答弁申し上げます。

教育委員会では、児童の放課後の居場所づくりといたしまして、10月から第六小学校、学区域の全児童を対象といたしまして、仮称ではございますが、「ふっさっ子の広場」をモデル試行しよう準備を進めてございます。この広場では、障害を持つ児童の参加につきましては、障害を持つ児童の保護者等の御協力と御参加をいただく中で実現できるものと考えてございます。

今後、「ふっさっ子の広場」は市内の小学校7校すべてに開校予定してございますが、すべて同様に実施していきたいと考えてございます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。出退勤のカード化でございますが、費用対効果の面から、出退勤のみで作成することは現段階では難しいと考えております。現在、職員が携行するカードは2種類ございまして、一つは職員カードとして名前、職層が表示してあり、左胸、または首から提げておりますこのカードでございます。もう一つは職員証として身分証明証的なものでありますが、東京都ではこの職員証にICチップを内蔵し、出退勤や会議室、書庫の開閉等に使用しているとのことでございます。福生市では会議室の数、書庫の大きさなどからして、このよう

な方法でなく、担当する部署で管理し、使用者によりかぎ等で開閉をすることとしております。職員証につきましては有効期限が平成20年3月31日で切れることから、平成19年度中に作成し、その際、現行のカードの作成費用が変わらないことから、裏面に磁気テープ機能を持たせ、職員番号情報を入力していくこととしております。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。再々質問、あるいは要望等、ちょっと順不同になりますが。

今の総務部長の方から御答弁をいただいた出退勤のカード化についてですが、職員証の扱いで、19年度中に有効期間が切れるので、新しいものを作成して、それに磁気テープの機能を持たせて、職員番号情報を入力していくということで、それはIC化、磁気テープの機能を持たせて、職員番号の情報を入力して、さてどうするのでしょうか。どうするのかなと。

先ほどもお話にあった、野崎部長の方の答弁にもあったのだけれども、ほとんど事務的には時間も要しないというところがくせものでございまして、さっき言ったように小さなところの積み重ねでございまして、そういうところで少しずつでも事務作業と言いますか、合理化がされて一元管理されていくところに、職員の管理職、あるいは現場の担当窓口の職員の方の時間が1日に少しでもあけば、その分、次の事業へ対する取り組みや、あるいは窓口での市民の方へのサービスが厚くなる、このように考えるわけでございます。

特に、市役所の仕事というのは、一つは来庁される市民の方々にいかに、総合窓口もそうですが、短時間で、わかりやすく、手際のいい仕事をして、情報の提供ができるかということでありますから、1日の間に延べにして何分間でもあくことによって、これは大きな仕事の進め方も変わってくるかなと、このように思っているわけでございますので、そういう視点で物事を見ていただければと思いますので、1点だけ、今の答弁、総務部長から御答弁がありましたところの、番号を入れたらその後どうするのですかということを教えてください。

それと、ガソリン代についてでございます。ガソリン代はカード化することによってそんなに減らないのだと、伝票をカード化することによって単価は変わらないということですが、別な視点から行きますと、私も実は大変困っておるのですが、私はパソコン等についてはそんなに使い勝手が悪いというか、自分では使っている方だと思っているのですが、事ガソリンスタンドのセルフについては甚だ苦手でございます。毎回やるたびにもうドキドキしながらやっているのですが、市内にはどんどんセルフがふえてきてまして、実はこの間の選挙の折にも公職選挙法に基づくところの、伝票でやってもらうところを探すのが大変なくらいだったです。ということは、流れから行きますとほとんど伝票ではなしにやむを得ずカードになっていくのではないかと。多分、今も市の職員の方、どこで入れられているかわからないですけども、見積もりで、競争で入ってきたとしたときに、はるばる遠くまで行って伝票を書いてくれるところを探すようになっているのではないかと思います。そうすると、その時間と言いつつ何と言いつつ、もったいないなと、単価が変わらないとしても。普通だとカード化することによって、こちら側の事務作業も楽になるだろうし、相手方だって、単価が

下がらなくてもカード化してくれていれば、最大の事業所である——車だって相当な台数ですから、楽になろうかなと、値段が下がらないとしても、業者さんもそうなるのだと思うのだけれども、その辺の観点でどうでしょうか、もう一度、そういう意味でなぜ下がらないのかということと、今言ったセルフ化が進んでいる中で、いつまでも固執していていいのですかということをお伺いしておきます。そういうことが今のIT化に対してのところですよ。

あと、星野部長、ありがとうございました。やはり聞いてみるものですね。そう思いました。やはりためらってはいけないなと、いい勉強をさせていただきました。今、言いましたように本当に、ことしもそうですが、年々、ここ数年間に多くの若い、本当に若い人材が、力ある方々が地域に何とか自分の力を出したいと思う方がふえてくると思いますので、そのときに1冊の冊子でもって——実は、これの質問をしようと思いましたのは、定年退職された方、何人かから電話がかかってきて、「おれは会社でこういう仕事をしていたのだ。何か仕事をしたいのだけれども、どこへ行けばいいのだ」という形で、シルバー人材センターがどこにあるかも知らないし、社会福祉協議会でもいろいろなボランティアもやっているし、輝き市民サポートセンターでもいろいろなこともやっている、大体私たちも答えるときにそうになってしまうのですよ。「駅前の輝き市民サポートセンターではいろいろなボランティアの案内がありますよ」と、「いろいろな」で終わってしまう。そうすると、その方にとってみると自分の生かしたい分野がどこをどう押せばいいのかわかれば一番いいかなと、こう思っております。

昨日の他の議員の質問にもありましたが、やはりそういうガイドブックをつくったら、同時並行的にホームページにもアップをしていただきましたら、一発で検索ができるような形になっていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、これの大事な点は多くのボランティアの組織がかかわってまいりますので、やはりメンテナンスが大事になってくると思います。追加、あるいは改廃も必要になってくると思いますから、そういう意味で情報をしっかりと一元管理できるような仕組みづくりを、まちづくりの協働のところでやるのか、教育委員会が中心になるのか、福祉部が中心になるのか、市長得意の本部長制をひいていただきましてやっていただければこう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それで、心のバリアフリーについて、ありがとうございました。そうすると、川越参事の御答弁をいただいたところによりますと、他の区市町村においても自主的には就学調整会議という中で、廃止をした自治体と同様のような形で、実際にはかなり突っ込んだと言いますか、フレキシブルにやっていただいているという認識でいいのかなとこう思っております。そうすると、やはり御答弁にもありましたように、名前はやはり——「就学相談」というといかにも重たく感じるので、やはり教育センターだとか、子ども家庭支援センターと連動するような形で、お子さんの教育に関しては全部ここで受けますよというようなネーミングをしていただければと、その辺も含めて敷居が高くないような、保護者の方がいつでも相談に行けるような形にしていただければと、こう思っております。

また、途中で発達障害が判明した場合のケアにつきましても了解でございます。

あと、宮田次長の方から答弁をいただきました放課後については、さきの他の議員の質問にもあった、いわゆる「ふっさっ子の広場」の中で、かなりの部分が吸収されると見ていいのでしょうか。今、条件として——条件というのはおかしいですが、障害をお持ちのお子さんに保護者の方についてきていただいてというようなことでございますが、その部分が、保護者の方もついてこられる方と、その時間に働いている方等もいらっしゃるでしょうから、何かうまくぐあいの形の接点を、10月から随時施行されるわけですから、考えておいていただければと、これは要望しておきます。

それで、ここの部分で一つお伺いしたいのですが、心のバリアフリーの中でとても大事なことは、先ほど御答弁の中でもありましたように、だれもが住みやすいまちづくり、ということは障害を持っている方々がみずからの体験を、みずから表現する力を通して、児童・生徒さんに語りかけていくという機会もとても大事なかと、このように思っております。

いわゆる、総合的学習、あるいは道德の時間等となるのでしょうか、よく障害をお持ちで車いすを利用されている方々が学校に行っているいろいろな話をされる、あるいは視覚障害の方等が行って、実際のまち中での身近な体験を述べると。これはそういう場面に接するのと、接していないのとでは大きな隔たりがございます。

例えば、障害をお持ちの方、白杖を持っていたとしても、どちら側かにサポートしてくれる人が、介助してくれる人が立って、どんな形で手を差し伸べた方が一番安心できるかというのは、これはもう体験的にというか、経験則としてあるわけですが、知らないと思わず手を握ってみたりとかいうことになったりとか、いろいろございますから、そういうことを教えてあげる、みずから接して、「そうなんだな」と体験していくことによって、仮にまちの中で障害をお持ちの方と出会ったときに、自然とそういう教わったこと、学んだことができれば、それはそのお子さんにとっても、そして障害をお持ちの方にとっても本当にいやされると言いますか、本当にだれもが、当たり前前に安心して暮らせるまちになってくる一つの場面になるのではないかと、このように思っておりますので、このような教育方法の一つとしての障害者の方が、学校等で語りかける機会をつくってもらいたいというような場合があったときの市の窓口はどこになりますでしょうか、どのような形で進められることになりますでしょうかを、お伺いをしたいと、このように思っております。

さて、一番の難問が妊産婦の健診の件でございますが、今、企画財政部長の方から答弁をいただきまして、9月ごろには一つの指標と言いますか、一つの切り口としてはある程度のところまではわかるだろうと、母子衛生費全体の中での妊産婦乳幼児健診等報償費の標準的な経費については、9月中ごろにわかるだろうというときに、昨年の費用との差と言いますか、等々から逆に類推していけば、本当に柳沢厚生労働大臣が言ったような形での妊産婦の健診が、2回から5回に広げられるほどの財源が福生市に来ていたのかということがわかるのではないかと、こう思うのですが、もしそうであるならばその時点で、全般的には基準財政需要額があって、あと市税等の収入額があって、そこへ臨時財政対策債とかが入り組んでいて、全体的には昨年度の決算

見込みよりも今のところ少ない予算となっている普通交付税ではありますが、出入りはあったとしてもその部分のことだけについて言えば、国の方からある程度財源として入れてきているのだろうなと類推されたときに、さて、市の方はそうであるならば年度内中に1回追加で入れてみようかとか、来年度については同じ方向が出るのだろうから、やってみようかというようなお考えが、発想が生まれるかどうかをお伺いをするところでございます。

やはり、財源があって、見込みがですが、そこでできない場合もありますから、全体的な優先順位からいけばですが、実は一般質問がきのうやるつもりがきょうになって、私はいささか戸惑ったのですけれども、きょうになってよかったなと思うのが1点ありまして、けさの新聞に出生率が1.32になったと、6年ぶりに上昇したということで、いろいろな少子化対策の効果が出たのではないかなというようなことも新聞記事に載っておりまして。であれば、そのような——これは、きのう質問していたらこれは言えなかったところなのでよかったなと私は思っているのですが、このようなことも踏まえていきますと、福生はいろいろな意味で子育て支援について、限られた財源の中で多くの少子化対策等について力を入れてくださっております。そういった中で、このような形で合計特殊出生率が昨年1.32になったと、2005年を0.06上回ったと、前年から上昇したのは6年ぶりであるということでございます。一喜一憂することもないことではありますが、事実として出生率が上がってきた、おしなべてそういう傾向にあるとなれば、やはり当然のことながらそういうこと、出生率も上がってきた、そして国の方の動きも出てきた、それが9月ごろになったら明確ではないにしてもある程度わかるとなったら、1度思い切って2回から1回でもふやす方向づけが出ないものかなということを、しつこいようですが改めてお伺いをするところでございます。

ほかの部分でも相当頑張っているところは評価をいたしますが、この間、東京都の方ともいろいろなお話をしたのですけれども、やはり最終的には出産のあらゆる費用は無料化に持っていける日が遅からず来るであろうと。そのようにしていかなないと少子化対策が進まないだろうと、こうも言われている時代であります。また、福生市におきましては定住化促進の意味を含めまして、大きな政策を推進しているさなかでございますので、改めてお聞きをしたいと、このように思っておりますので、以上何点か、答弁をいただいてギリギリぐらいですか、あと10分しかなくなりましたので、気がつきませんで申しわけないです。よろしくお願いいたします。

○市長（野澤久人君） 妊産婦の健診の関係についてのお話をいただきました。基本的に、とにかく一生懸命考えてみたいということは前提に置きながらの話でありますので、ひとつ御了解をいただきたいと思います。まず、普通交付税の性格でございます。これは補助金とは全く違ったものであります。したがって、普通交付税に算入されるというのは基準財政需要額という、100億円ちょっとになりますけれども、その額の中に算入されていて、それに対して収入額、いわゆる税収そのほかで入ってくる額の差額しか来ませんから、実際に福生に来る場合にはせいぜい1割か2割しか来ない。こういうことに結果的になるわけであります。したがって、補助金

だったならば、例えば2分の1なら2分の1、必要な額の2分の1が来るのでありますけれども、普通交付税の場合にはそういうことではなくて、せいぜい1割か2割しか来ないだろうと、こういう話になりますので、そのところをぜひ御理解をいただいておりますというふうに思います。

ただ、国がそういう形で普通交付税の中に算入したという言い方をする場合に考えておかなくてはいけないのは、例えば普通交付税の不交付団体は全く関係がない話でありまして、自分のところで意思決定をしなければならないことになります。

それと同じように自治体も、この政策というものが本当に福生にとって、あるいは全体もそうですが福生にとってという言い方でいいと思いますが、福生の子育て支援策として最も必要であるということになれば、ほかのところを削ってでもやはりやるべきだというふうに思います。そのあたりの判断を総体の中でしていくということが必要なことだというふうに思います。

さっきお話をいただきましたけれども、福生の場合に1.40という出生率を持っているわけですが、実際にこれは今、変わっていると思いますけれども、その中で子どもたちが、とにかく小学校に行く間にいなくなる、1割近くはいなくなるわけですから、妊産婦の問題は確かに大事でございます。その後の問題も非常に大事だというふうに思っております、そんなことも含めて総体的にいろいろ研究したりとか、話し合ったりしていきたいとこんなふうに思います。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、燃料等のカード化についてでございますが、業者側にもアンケートを行うなどをいたしまして、カード化も含めより効率的な方法を検討してまいります。なお、現状ではカード化をしてもガソリン代が安くない理由でございますけれども、業者に問い合わせをいたしましたところ、市役所は最大限努力をして競争により契約をしているので、カード化してもこれ以上安くできないのではとのことでございます。

○総務部長（田辺恒久君） 職員カードの関係でございますが、今後、磁気テープを利用するような状況になった段階で対応するために、費用が変わらないということで職員番号の情報を入力したところでございます。このカードにつきましては4年間の有効期限がございますので、この間にいろいろ研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○参事（川越孝洋君） 御質問にございます障害のある方々が学校や社会に向けてみずからの障害に対する理解を深めてもらうためのみずからの情報を発信する際の窓口でございますが、教育委員会におきましては指導室主幹が特別支援教育関連事業を担当しておりまして、特別支援教育全般についての窓口となっております。

学校におきましては、校長、あるいは副校長にお尋ねいただければ対応させていただきます。なお、教職員の調整につきましては、特別支援教育コーディネーターが各学校に任命されておりますので、御活用いただきたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。概ね期待をしていた答弁をいただくことができました。感謝を申し上げますが、1点残念だったのは、私がさっき職員

証の——もう質問できないからいいのですが、職員証の磁気テープのことをお聞きしたのは何に使うためなのですかとお聞きしたわけで、将来使うと、それは何かに使うのだろうけれども、ちゃんと答弁をいただかないと困るのです。実際にどこかの機会でもたそういう質問をする機会もあると思うので、ひとつお願いでございますが、質問の趣旨をよく御理解いただいて、御答弁いただければありがたいなと言つけ加えさせていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、16番高橋章夫君。

（16番 高橋章夫君質問席着席）

○16番（高橋章夫君） よろしくお伺いいたします。それでは、御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。一般質問の内容については2項目、商店街振興について、2点と、福祉交通網についてお伺いいたします。

16号線の駐車場についてお伺いいたします。国道16号線は横田基地側と武蔵野商店振興組合と並んで、横田商栄会に挟まれ、幅員が片側1車線で、終日大変混雑しておりましたが、建設省相武事務所に片側2車線の拡幅と、早期渋滞解消を要望し、行政と二つの商店街の協力により拡幅にこぎつけたことは事実であります。

また、この商店街前を特別広く駐車可能地区とすることとなり、その駐車可能な地区がモデルになったのは、国道16号線の相模原警察署付近をモデルとしたと聞いております。

また、商店街関係者によると、基地内に店舗を持っている方が基地側に根回しをしたとも聞いております。基地側に拡幅した駐車可能地区が、いつの間にか駐車禁止となり、客足が遠のき、商店主から大変売り上げが落ちたと聞いております。そこで、駐車禁止になった経緯をお伺いいたします。

2項目目で、商店街振興について、駐車場の整備についてお伺いいたします。最近、国道16号線に沿い、商店街に若者向けのセレクトショップなど商店街がふえ、休日ともなると16号線は近隣ナンバーの車も多く見受けられ、しかし、商店街に行く人がウィンドーショッピングを楽しんでいるとは言えません。そこで、特定の店を利用するだけで帰ってしまうのが現状ではないでしょうか。その一因として、近くに駐車場がないことが考えられます。

昨年の6月から駐車禁止の取り締まりが強化されており、落ち着いた買い物ができる商店の環境づくりが進んでいないからではないかと思うわけであります。このような状況を受けて、地元商店街で独自に駐車場の整備を計画していると聞いておりますが、市としてはどのような支援をしていくのかお伺いいたします。

次に、福祉交通網についてお伺いいたします。福祉交通網について、昨年の第2回定例会におきまして一般質問をさせていただき、その核となることが期待される有償移送サービスの現状等、御答弁をいただきました。また、一昨日の阿南議員や堀議員からの一般質問に対して、有償移送サービスの実現に向けて可能な支援を行っていく、

またさまざまな移動の方法について情報を得ながら検討していきたいとの答弁がありました。

コミュニティーバスの導入については、毎年度相当の費用負担が想定されるのとこと、また人のいない車を走らせるような、例えば、からで車を走らせるような状況ですか、と考えられること。また、基礎調査からも、他の市のコミュニティーバスの状況からも容易に想定できることですが、今回、多くの市民の方の意見を聞く機会があり、やはりコミュニティーバスの導入をしてほしいという市民が多くいることも事実であります。

今は元気だけれども、足腰が弱っていき、買い物もままならなくなるのではないかと心配されている方もおります。交通対策としてではなく、そのような高齢者や障害のある方、妊産婦の方などの交通弱者に対する福祉対策としての福祉交通網の整備は喫緊の課題であると思います。

市長も、どのような方法をとるにせよ試行実施などによる検証も必要と考えていることであります。検討も進められているとのことですから、1日も早い実施をお願いするものであります。

さて、交通福祉網において多くの方に利用していただくことが重要であります。日常生活の簡単な移動方法として利用していただくためにも、外出することが楽しいと考えていくことが必要であります。そのために利便性などや外出する目的のあるまち、魅力あるまちを考えていかなければならないと思います。そこで、福祉交通網の整備の際、外出することが楽しいまち、楽しい目的といったようなことについてお考えをお伺いいたします。

以上をもちまして、一般質問の第1回目を終わります。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。

商店街振興についての1点目、国道16号線の駐車についてですが、国道16号線は基本幅員21メートルから23メートル、車道は4車線で整備され、幅員構成から見ますと自動車の停車により車両の安全かつ円滑な交通が妨げられないようにするために、車道の左端寄りに2.5メートルの停車帯が設けられておりますが、法的には道路交通法第44条によりまして、停車及び駐車を禁止する場所として規制されております。

この拡幅事業の中で、この道路の拡幅計画の段階から市では、地元商店街の要望等について配慮していただけるようにと、当時の建設省並びに警視庁に強く要望しておりまして、その結果として明確な形では出されないわけではありますが、とりあえず商店を利用する場合にそこに停車をすることができるといような形になっていたわけであります。

しかし、2001年の9.11テロ事件による駐車取り締まりが厳しくなりましたり、また昨年6月からの道路交通法改正に伴い、福生警察署では市内国道16号、新奥多摩街道、福生駅西口駅前通り、やなぎ通り、産業道路、田園通りの六つの路線を違法駐車の取り締まりの重点路線としているというようなこともございます。という

ところまでしか、この問題はお話ができないという問題であります。

次に、2点目の商店街組合等での空き地の駐車場利用についてですが、国道16号線沿いの商店街は、一時期衰退の傾向が見受けられましたが、商工会や商店街協同組合の御努力によりまして、最近は若者向けのセレクトショップや外国風の飲食店もふえ、その情報が口コミで伝えられ、商店街を訪れる人がふえているというふうに感じています。人が人を呼び、新たな商店の出店等によりまして、商店街の活性化につながってきていると思いますし、その活性化の一つに地元商店街の若者たちが独自につくり上げた福生16号周辺店舗マップ等が挙げられます。

このような取り組み等を通じて知名度を上げ、集客数が上向いているようですが、そこでの課題はやはり御指摘の駐車場の問題ということになります。この3月下旬に、地元商店街からの打開策として、国道16号線から多摩橋通り交差点に入ったところにありました建設重機の駐車所跡地を借り受け、駐車場にしたいとの相談がありました。立地的には申し分がない場所でございますし、また、路上駐車対策など交通安全対策の面からも非常に有効でありますので、市といたしましても駐車場設置に向けて、東京都の補助金「新・元気を出せ商店街事業」の補助申請を行いました。

横田基地前の16号線沿いの歩道の整備が既に行われておりまして、駐車場が設置できれば、お客様が安心して長時間買い物ができる楽しい商店街になるものと期待しております。今後も商店街が活性化及び魅力ある商店街づくりが進められるよう、引き続き支援をしてまいりたいと思います。

次に、福祉交通網についてですが、もういろいろとお話は、お答えをしておりますので、別な視点から若干お話し申し上げますが、交通対策ということではなく、交通弱者対策として、いわゆる検討しているということでございます。試行実施の検証なども含めて早く方向を出すようにという指示はしているわけでございますけれども、これもなかなかすぐに結論が出るという問題でもないところもございます。

いずれにしても、ただ走らせればいいということではなくて、とにかくコストというものがどんなふうにかかっていくかというのは非常に大事な課題になってまいりますので、その辺をいろいろな形で進めてみながら、調整をしていくというそういうことが必要だろうというふうには思っております。

また、こういった形で基本的な日常生活での移動の障害を取り除くということが非常に大事なことでございますが、外出するということが楽しくなるような施策というものも健康面で非常に大事でございますので、あわせて考えていくということになろうと思います。まちづくりというものは、子どもが置かれている環境の問題とも同じでありますけれども、楽しくて、買い物ができて、あるいは美しい景観みたいなものがあって、気持ちよく過ごせるといったような町並みをつくっていくということの問題でもございますので、そういったものとの関係づけというものも含めて、長い目で見ながら対応していかなければいけない課題だろうと、こんなふうに思っております。

また、全体的には福祉交通網の整備という視点で、総体的に考えていくことが必要なことでございまして、将来的なことになりますと、公共交通のあり方や整備を考えていく過程では、市としてのまちづくりとともに地球環境だとか自然保護という側面

からの検討も必要になってくると思います。地球温暖化など環境対策における公共交通の役割や重要性について、市民の皆さんの意識というものが高まっていく中で、福生市の福祉交通網なり公共交通網なりといったようなものがどんな形になっていくかということもだんだんに出てくるだろうというふうに思っておりますが、当面、いずれにしても福祉交通網の充実ということで、この問題については検討をさらに進めていきたいと思います。

以上で、高橋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○16番（高橋章夫君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、商工組合等の空き地の利用についてお伺いいたします。東京都の補助金「新・元気を出せ商店街」に申請したとの御答弁をいただきましたが、駐車場の事業内容についてお伺いしたいと思います。

それから次に、福祉交通網についてお伺いします。福祉交通網について御答弁をいただきましたが、福祉交通網を含んだ公共交通のあり方というものを考えた場合、市民の意識の高まりが大変重要であろうかと思えます。また、民間バスを含めた公共交通を守り、またさらには育てるのも、やはり自分たちであり、自分たちが乗る車、乗れる車、また利用することが重要であろうかと思えます。今、お話があったように、市長の答弁からもやはり同感の思いをいたしております。

そこで、再質問をさせていただくわけですが、そのような意識を高める方法についてどのような考え方があるのか。また、市内循環バス導入基礎調査の結果が、どのように昨年から、また実施している市政出前講座等などで、市民に説明していくことですが、また費用対効果や、環境面からの説明も必要と思われます。その点についてお伺いいたします。

以上、2点を質問させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、駐車場の事業内容の再質問をいただきました。補助申請に基づきます現段階での事業概要でございますが、約1600平方メートルの個人所有の土地を、事業主体であります福生武蔵野商店街振興組合が借り受け、そこに47台収容のゲート式駐車場を設置しようとするものでございます。

事業規模は、整地や機器の設置などを含め2400万円程度を予定しておりまして、東京都と福生市、そして事業主体であります福生武蔵野商店街振興組合がそれぞれ3分の1ずつ負担しようとするものでございます。また、地元商店街では駐車場の確保を契機といたしまして、非組合員の加入の促進を図る計画もしていると伺っております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 次に、福祉交通網に関しまして、市民への説明についてでございますが、市民の皆様方と一緒に福祉交通網を含めた公共交通のあり方について、ともに考えるためには情報の共有が重要でございます。情報提供にはさまざまな方法がございますが、ともに考える場として市政出前講座の活用が現時点では大変大きな効果を持つと考えております。市政出前講座には公共交通を初め環境保全、公害防止、それに財政状況と今後の対応など多様なメニューがございまして、情報を

共有し、ともに考える場として今後とも多くの市民の皆様方に活用していただきたいと、そのように考えております。

○16番（高橋章夫君） それでは、3回目の質問になろうかと思いますが、福祉交通網について、ただいまの御答弁の中に市政出前講座という状況が出てまいりました。その中に公共交通を初め環境保全、公害防止、それに財政状況の今後の対応などと、答弁の中であったかと思えます。どのような団体に対して出前講座を実施したのか、また、事例の内容等をお話しできればお聞かせいただきたいと思います。とりあえず、1点だけお聞きしたいと思えます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 出前講座の事例についてでございますが、福祉交通網を含む公共交通につきましては「バリアフリー2001」という身体障害者の方々のグループや福栄町会の老人クラブの方々に説明をさせていただき、それぞれ受講者は10人と36人で行いました。また、環境保全、公害防止につきましては第七小学校、第4学年児童の皆さん79人に御注文をいただき実施をいたしております。

講座内容でございますが、公共交通の講座では市内循環バス導入基礎調査の結果や財政的側面からの公共交通、福祉交通網整備について説明をさせていただき、環境保全、公害防止では環境面から、自分たち一人一人ができることについて、また、残念ながら現時点では出前の注文はございませんが、財政状況と今後の対応の講座では福生市の財政状況を御理解いただいた上で、施策の優先度についてともに考えていくことができればと、そのように考えております。

○16番（高橋章夫君） それでは、先ほどの商店街の駐車場の件でございますけれども、一般的に駐車場と言うと多少騒音やいろいろな問題が発生することもあるかと私は思っております。例えば、コンビニやレストラン等に出かけても、ごみ問題、ないしは駐車場の車の方向性の向き等々が出て、よく掲示板等書かれているような気もいたします。当局が管理するわけではございませんでしょうけれども、この辺のところはやはりきちっと指導することは可能かなと思っております。

また、この駐車場ができたことによって福生市の自己財源にも相当つながってくる可能性が十分に考えられることと私は思っております。

それと同時に、発足したばかりの福生市の観光協会の一翼もここで担えるのではないかとおもっております。これは期待するところ大であります。これに関しても要望等いたしまして、これからもこのような駐車場整備やら商店街のいろいろな環境づくり等にも市のこれからの支援をよろしくお願いいたす要望しておきたいと思えます。部長、よろしくお願いいたします。

それから、福祉交通網についてでございますけれども、市民と行政が納得できる試行運転が早期にバスとして、いろいろな方法があるかと思えますけれども、その車が発車できることを期待いたしまして、これも要望としておきます。多分、1年ぐらいの間に何とか方法が出てくるのではないかと期待しておりますので、どうか関係各位のこれからの御努力をお願い申し上げまして、以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後１時まで休憩します。

午前１２時４分 休憩

~~~~~

午後１時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

１３番羽場茂君。

（１３番 羽場茂君質問席着席）

○１３番（羽場茂君） それでは、よろしくお願いいたします。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。御指名をいただきましたので、通告に基づきまして３項目の一般質問をさせていただきます。

１項目目は都市基盤整備について、ＪＲ牛浜駅のバリアフリーについてお伺いいたします。昨日も一般質問がありまして、恐縮でございますけれども、お願いいたします。この間、牛浜駅周辺の方々からさまざま御要望をいただきました。その中でも特に胸を打たれたのが、車いすの息子さんが毎日通勤をされておるといってお父さんの叫びでございましたけれども、毎日、車いすを牛浜駅に上げて、下げて、これをいつもＪＲの職員の方をお願いしているわけですが、本当に心苦しいと、これを長年続けておるけれども、何とかならないのかというこういう悲願のお話でございました。

また、私はよく朝、駅頭に立っておりまして、いろいろな方が上がっていくわけですが、やはり高齢者の御婦人、下から上まで上がるのにちょっとはかっています。３分間かかる人、１段１段上っていく方がいらっしゃる。本当にそういう方にとって、今、牛浜駅というのは大変厳しい状況ではないかというふうに思っております。きのうもお話がありましたが、この牛浜駅のバリアフリー化への現状と今後の市としての考え方についてお伺いしたいと思えます。

２項目目は、高齢者福祉について、１点目、高齢者の単独世帯の見守りについてあります。これも、きのう、おとといとありました孤独死の問題と絡む問題でございます。この半年間で、例えば福生団地だけに限っても、孤独死が３件ございました。私の知人もお亡くなりになっておりました。ほかの方も、日ごろ自分が倒れたときにだれが来てくれるのか、だれがかぎをあけてくれるのかという不安の中で暮らしておるというのが変わらない現状でございます。何回か質問させていただきましたけれども、これがどういうふうに施策として進展しているのか、非常に大事なところではないかというふうに思えます。

特に、今、この市の中でどのぐらいの単独高齢者がおられるのか、その数、それから率などについてお伺いしたいと思えます。また、前回定例会以降の進捗状況につきましてお伺いしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

高齢者福祉の２点目、これは入浴サービスなどのサービスを受けている方が旗日、祝祭日のときに対する対応についてお伺いいたします。ある方からお話をいただきまして、毎週入浴サービスを利用しておるのですが、たまたま祝祭日、いわゆる旗日に当たってしまったと。そうしたらそのサービスは、その日はやっていないと。で、どうしたらいいのですかと言ったら、「いや、規定でできないのだ」ということで、

次の週まで待たされたと、つまり2週間、待たされたというそういうお話を聞きました。その話をいろいろなところでしたところ、「私もそうだ」というような話も聞きました。何としてもそういった実態があるようでございますので、市はそういうことについて把握しているのか、あるいはそれに対して対応をどうしようとしているのかということにつきまして、お伺いしたいと思います。

それから、3項目目、教育行政についてお伺いいたします。1点目は、とにかく次代を担う人々、人材をつくる教育というのが最も大事な、そして最重要な課題であります。それに対しまして福生市ではかねてより基本学力の問題、それから不登校という問題がかねてより指摘されて、それにずっと取り組んで、苦しみながら取り組んできております。教育委員会としてもさまざまな施策をこの間、いろいろ打ち、これに対応しているわけでありまして。学校教育推進プラン等にもいろいろ書いてございますけれども、特にこの学力の向上、そして不登校に対して本年の取り組みの現状、その方向につきましてどういうものに取り組んでいるかお伺いしたいと思います。

教育行政の2点目は、大学生を相談員として活用する制度についてであります。8年前に一般質問で、いわゆる不登校児に対していろいろな市で大学生を使ってと言うか、お願いしまして不登校児に対応するということで、年代が近いということで非常に心を許す、そして問題が好転するという事例が多いということで、いろいろな市で導入するということで、ここをお願いを申し上げました。そのことが相談員制度ということになって実現したわけでございますけれども、この現状、どのようなふうに行われているか。また、その成果についてお伺いしたいというふうに思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 羽場議員さんの御質問にお答えをしていきます。

都市基盤整備についての1点目の、JR牛浜駅のバリアフリー化でございますけれども、既にお答えもしておりますので、簡単にさせていただきますが、現在の牛浜駅は市の施設としては東口側の福生駅寄りの階段のみが市の施設になっておりますが、他の階段や自由通路はすべてJRの施設ということでございます。JRが主体で牛浜駅の改修計画を立て、工事をするということが基本ではあります。ただ、当面このために、平成17年度に市の要望で建てかえるためのバリアフリー設備設置に伴う基本調査をJR八王子支社の費用で実施してくれました。この報告書によりますと、いずれにしても建築後45年以上も経過をしていると、それから既存の駅舎とは別に自由通路及び階段等を含めた駅舎全体を新設するという計画案が報告されているところでございます。

また、今後ということになると、この基本調査に基づきましてJRと協議をしていくという形になりますし、できるだけ早くやってほしいという願いは今までも再三してきておりますけれども、これからはしていくことになります。

ただ、恐らくこの駅舎の改修ということになりますと、市の側の負担をかなり求めてくるであろうというふうに思っております。そのところの部分の問題がございますので、そういった点についての詰めをしていきまして、議会と相談をさせていただき

たい、こう思っております。

いずれにしても、大事な問題でございますし、早くできれば一番よろしいのですが、財政的な問題から見ますと、拝島駅の自由通路事業が終わってからというようなことになりますので、20年には拝島駅は全体がでかかりますので、その後ということで進めていきたいと、こんなふうに思っております。

次が高齢者福祉という問題でございます。高齢者の単独世帯の見守り対策ということで、現状です。平成19年4月末の65歳以上の高齢者の世帯数で申し上げますと、3298世帯の方が単独世帯でございます。65歳以上の高齢者は1万619人でございますので、その31.1%が単独の世帯ということでございます。多くの高齢者がひとりで暮らしているということでございまして、見守りの必要というのは、度合いは高いというふうに思います。

前回、お話ししてあるということでございますが、5月17日に開催されました民生委員協議会におきまして、在宅介護支援センターが実施をいたしました高齢者実態調査の中で、ひとりで避難等ができないと回答され、関係機関への情報提供に同意された方、913人おられますが、その高齢者の情報などを各民生委員さんの地域ごとに配布をいたしております、見守りの協力要請をさせていただいております。今後、民生委員さんの会議の中で具体的な取り組みについて協議していただくこととなりますが、見守り活動の推進を図っていただきたいというふうをお願いをしております。しかし、実際には民生委員さんだけでは対応が難しいといういろいろな事例が出てくると思われますので、市あるいは在宅介護支援センターと連携をしながら、見守り活動をさらに続けていかななくてはならないだろうというふうに思いますし、これ以外の方法も考えられれば、いろいろな工夫をしていかなければいけないのかなという思いがいたします。

次に2点目の、入浴サービス等の祝祭日の対応についてでございますが、現状の聞き取り調査を行いましたところ、原則的には祝祭日も、入浴サービスは実施されておりましたけれども、一部施設については諸般の事情により実施がされていない状況がありました。今後、実施日を少し変更して実施することや、祝祭日の実施も可能かどうかなども含め、要請を行ってまいりたいと思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 羽場議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

初めに、児童・生徒の学力向上、不登校対策についてでございます。まず、学力対策につきましては平成19年度から21年度までの教育推進プランの中に、現状の課題認識と対策をまとめさせていただいております。このプランは学校教育において推進をいたします具体的な施策を総合的、体系的に整備をいたしまして、教育委員会並びに市内小・中学校の取り組みの指針とするものでございますが、同時にこの取り組みの成果や課題を明らかにし、次年度以降の教育施策や学校改善に反映をするというねらいを持っております。

各年度のプランにつきましては、逐一その取り組み状況をまとめ、視点ごとに成果

や課題を明らかにしていくところでございます。そして、明らかとなりました課題等を踏まえ、以後の年度のプランや施策の点検・見直しに生かすとともに、学校教育の一層の改善・充実に努めているところでございます。

その教育推進プランの中で、視点Ⅱにおきまして「確かな学力の定着」を掲げております。具体的には確かな学力を育成するために基礎的、基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視いたすとともに、我が国の伝統や文化を理解し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進することといたしております。中でも、学力の向上につきましては、昨年度まで実施をしてまいりました東京都の学力向上を図る調査結果や、本年度から実施をされました全国学習・学力状況調査をもとに、各校におきまして授業改善推進プランや、児童・生徒の学習習慣の確立を目指す取り組みを充実させるとともに、あわせまして教員の学校内外での研修を充実させ、教師の授業力の向上を図っていくことといたしているところでございます。

教員の授業力の向上を図りますために、本年度その中心と考えておりますことが、現行の福生市公立学校教育研究会の活動を強化することとでございます。本年度、この研究会で小学校は、部会ごとに、中学校は全教員が公開の研究授業を実施いたします。この研究授業は教科ごとの講師として教科指導において実績のある方に年間を通して依頼をし、指導をいただくというもので、他の区市町村には見られない前向きなことで評価をいたしております。その中では小・中の連携によります学校間における連続する研究にも取り組み、市全体の教職員で切磋琢磨し、恒常的な授業力の向上を図り、児童・生徒の学力の向上に一つ一つ成果を出せるように努めているところでございます。

さらに、本年度より小学校には1年生から3年生までのそれぞれの国語と算数に授業指導補助員を配置し、児童個人の学習状況に対する個別対応と授業秩序の安定を図っております。中学校では適応指導補助員を配置し、校内での不適応生徒の生活学習の相談・支援に当たっております。そして、これまでに取り組んでおりました少人数学習集団によります授業の展開や、複数指導者によります授業を積極的に展開いたしますとともに、これに伴います教員の研修・研究を充実させ、授業の工夫・改善に努めており、本年度はさらに児童・生徒の学習意欲を向上させるため算数、漢字の学力検定も実施をしてまいります。

なお、文部科学省が実施をいたします学力調査や生活実態調査につきましては、十分その結果を分析いたしまして、本市の学力向上の施策に反映をさせてまいりたいと考えております。

次いで、本市の大きな教育課題となっております不登校問題への対応につきまして、お答え申し上げます。福生市の不登校児童・生徒の現状では、平成18年3月末の学校での聞き取り調査では、1年間に事故や病気によります欠席を除きまして、断続的に30日以上欠席児童・生徒数は小学生38名、中学生87名、合計125名で、出現率は2.6%となっております。しかし、本年4月に5日以上欠席をした児童・生徒数の数は、小・中学校合わせて69名でございました。年度末の数字から比べま

すとかかなりな減少になるわけでございますが、これは年度末で卒業した中学3年生の減数と、新たな学年、学級になり、保護者や学校の努力で登校を再開したことが考えられるわけでございます。引き続き出欠状態の掌握や、関係者間の連携・支援に努めてまいりたいと考えます。

また、不登校の理由についてでございますが、特定しにくいところはございますが、小学生では家庭環境によるものが最も多く、担任や生活指導担当が家庭を訪問いたしましても保護者等に全く接触できないケースや、基本的な生活習慣の確立について御家庭での指導をお願いしても改善されないケース等がございます。解消を難しくしているのがこのような事情であります。中学生では生活習慣の乱れによるものが最も多く、小学校と同様に家庭の協力が得られず、解消を困難にいたしております。

今年度の不登校児童・生徒対策といたしましては、家庭との連携が図られるケースにつきましては担任が家庭を訪問し、学校の様子を伝えましたり、相談に乗ったりする支援を行っているほか、本市教育相談室の心理相談員が巡回訪問相談を実施いたしまして、相談活動を通して適応教室につなげたり、集団への不適応の解消を図ってまいっております。平成18年度は、適応指導教室に延べ19名の入室があり、うち12名が学校復帰を果たしました。中学校3年生は入室をいたしました5名全員が高等学校等への進学を果たすという成果も上げることができております。これは不登校児童・生徒全体から見ますとわずかな数ではあるわけでございますが、御家庭の協力があればこそその成果でございました。家庭の協力が得られなければ不登校解消への手立てを講ずることが大変困難だということでございます。そのため不登校児童・生徒本人への支援にも増しまして、家庭への支援を強化していくことが必要であると考えております。学校は子ども家庭支援センターと連携をし、児童相談所や民生児童委員さんの協力を得て、基本的な生活習慣の確立や、適切な相談機関につなげることが重要であると考えます。

また、今年度はこれまでの取り組みをさらに充実をさせますとともに、新たに不登校対策関係機関の連携を強める目的で、不登校対策連絡協議会を学期1回設置いたしまして、学校教育相談室、適応指導教室、教育委員会との関係機関が一堂に会し、不登校児童・生徒への対応につきまして共通理解を図るとともに、家庭への働きかけについての役割を確認する場といたしたいと考えております。

こうした適応指導教室と特別支援教育のより一層の充実に向けまして、各相談体制とあわせ、機能を一体化いたしました教育センター的な機能の施設の設置に向け検討を進め、より総合的な取り組みにいたしてまいりたいと考えております。

次いで2点目の大学生によります相談員の活用についての御質問でございますが、現在、教育委員会では大学生、正確に申し上げますと大学を卒業し、大学院において臨床心理の資格取得に向けて研究を続けている学生等を相談員といたしまして、活用をいたしている事業が二つほどございます。一つは、「メンタルフレンド派遣事業」と申します。これは東京都の不登校対策推進地域指定と、文部科学省の問題を抱える子ども等の自立支援事業の指定を受けまして、適応指導教室を核といたしました本市独自のスクールサポートネットワーク整備事業の一環といたしまして、家庭に学生のメ

ンタルフレンドを派遣いたしまして、引きこもり等による不登校児童・生徒によき先輩、よき兄、姉として相談相手となり、人間関係を回復させ、学校復帰の支援をいたしているものでございます。

二つには、子どもと親の相談員による教育相談事業でございます。文部科学省の子どもと親の相談員等活用調査研究事業の指定を受けまして、第一、第四、第五、第七小学校の4校に配置をいたしまして、学校を基点に集団への不適応がある児童に寄り添い、個別の指導を実施いたしております。また、不登校傾向児童の支援を行うとともに、保護者へのアドバイスも行っているところでございます。

なお、この事業には多摩地区12大学の参加で実施をされております「ネットワーク多摩学生教育ボランティア組織」を通して派遣されました学生に手伝いをいただいております。内容といたしましては児童・生徒の教科学習の支援や話し相手になり、相談員の補助としてサポートをしていただいているものでございます。

以上、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番（羽場茂君） 御丁寧な答弁、大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、牛浜駅でございます、非常に明るい兆しというか、そういうものをきのうきょうともに感じるところでございますけれども、何と言ってもこれは最終的にはJRがやるかどうか、あるいは無理なことを言ってこないかどうかというのが一番心配なところでありまして、もともと、民間になったといっても莫大な、天文学的借金を国民が背負っているわけで、しかも公的機関、公的な企業としての役割があって、その観点からもそういう駅を使えないで困っていらっしゃる方をほっておくというか、我知らぬというそういう態度は許されないだろうというふうに思っております。そういうふうに言っていただきたいというふうに思います。

担当の部長さんとして、JRが本気でこれをやるような方向でいるか、あるいはまだ二の足を踏んでいるか、そこら辺の感触というか、そういうものがおわかりになりましたらお願いしたいというふうに思います。

それから、2項目目の高齢者の見守りについてでございます。3300世帯が単独でいらっしゃると、これは大変な数字で、これがまたどんどんふえていくだろうと、ひとりが何人見ていくかという大きな問題になってくると思います。再質問はしないと思っていたのですが、余り施策が進んでいないのと、やはりさっきの「聞いてみるものだ」というのがありますので……。ちょっと、緊急でこれは検討していただきたいということがありまして、これは一つが、前から申し上げていますが、集合住宅、特にさまざまな団地でのかぎの問題でありまして、基本的にはかぎはだれもあけられないと、親戚以外に同意がなければあけられないと、警察もあけられないと、いわゆる公団というか機構は合いかぎすら持っていないという状態の中で、どうやって守るかというときに、かぎをお互い、あるいはある期間を設けてお互いが持ち合う、あけ合うということが出来る、こういうことをつくっていかねばいけないうだろうと、これはすぐにはできないだろうし、いろいろな問題があると思っておりますけれども、かぎをあけて入って、様子を最終的に見る事が出来る、助ける事が出来るというこの

機構をつくっていかねばいけないと思いますが、それについてどうお考えかというのが1点。

2点目が、先ほど、民生委員さんの話が出まして、民生委員さんの中で話し合っていることですから、私などが言う筋合いではないかもしれませんが、民生委員さんが受け持つ中に単独の高齢者の世帯がいっぱいいらっしゃるわけですね。少ないところもあれば、多いところもある。単独の高齢者が多いところというのはいろいろな問題を抱えているわけです。例えば、ちょっとぼけてしまった、あるいは夜中に徘徊する、あるいは大声で叫ぶと、そういうような方もいらっしゃいますし、例えば物がなくなった、だれかが上で騒いでいると、いろいろなことがあって、そのたびに民生委員さんが呼び出されると、そういう実態がありますから、片や民生委員さんになるのにちゅうちょするというそういうような実態も出てくるのではないかなと思うのですが、こういったものにいろいろな制度上の問題、功労賞の規程とかいろいろ問題があると思いますけれども、サポートチームのような、いわゆるひとりで悩まないで、何人かで民生委員さんをサポートしていくようなそういうような仕組みがどうしてもここから必要だろうし、それがなかったら、なかなか今度は民生委員さんになり手がないうだろうし、なかなか活動が思うようにできないのではないかなというふうに思うのですが、そこはどうだろうかと。

3点目に、住宅の問題でございまして、今から2世代、3世代住宅がいっぱいできるのは難しいと思いますけれども、また、シルバーピアをいっぱいつくるというのもこれも難しいと。そうすると民間のアパート、今、いっぱいあいていますけれども、そういうものをある程度借りてと言いますか、新しい形のシルバーピアと言いますか、簡単な形、なおかつ協力員さんみたいな方が住まわれて、その方を今度は高齢者が子育て支援をするというようなネットワークに近いような、市としてはちょっと余り財政的な負担をせずに制度として「シルバーピアもどき」のようなものがつくれるような方向というのは可能かどうか、という3点です。住宅の問題を含めてこういうことができるかどうか、もし御答弁ができるようであれば、お願いしたいと思います。

それから2点目の、入浴サービスの件はわかりましたので、何とかそれは要望していただきたいと思いますけれども、これは高齢者のことだったのですが、障害者も同じようなサービスであったと思いますので、そちらの方も見ていただいて、入浴サービス以外でもそういった落ち度がないかどうか。これはもう本当に許されないことだと思います。その方が「おれはこんな人間だけれども、せめて週1回は風呂に入れてくれよ」と、こう訴えておりましたので、その部分をないがしろにするというのは、これは福祉の問題としては許されないと思います。きのう、きょうとコムスンの問題がありますけれども、事業者のいろいろな姿勢というのはやはり問われていかなければならないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

3項目目の教育行政についてですが、非常に丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。いろいろな形で頑張っておられるというふうに思って、心強い限りでございまして。この間、私、いろいろな家庭を訪問したときにちょっと残念だと思ったのが、ある小学校5年生が、自分が行く中学校がどうも、いわゆる荒れているとい

うわさを聞いていると。行きたくないという心配をしているというそういう声を何人か聞いてしまいまして、これはまずいなど、小学校5年生にそんな思いをさせるというのは、これはいかぬと、何としても自分が行く中学校、ぜひとも行きたいというふうに言われなければならないだろうというふうに思いましたので、そういうような実態があるかどうかにつきまして、お話をいただければと思います。以上、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 羽場議員さんの再質問にお答えいたします。

J Rが本気でやる気になっているのかどうかということでございますが、J R八王子支社におきましては、先ほど、市長答弁にもございましたようにJ R負担で17年度に基本調査を実施しておりますことから、J Rとしては既に牛浜駅の改修等は予定に入っているのではないかと、このように考えますので、担当としましてもこれを機に、議会終了後からでもJ R八王子支社、東京都の鉄道、エレベーター整備事業担当者と財政面等も含めまして協議をスタートさせていきたいと、このように思います。

その後、経過等につきましては節目、節目で議会に御相談をさせていただきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） ちょっと困っています。実は、1点目の部屋のかぎを持ち合うと、御提案というふうに理解をさせていただきますが、確かにそういう方法も当然考えられるだろうというふうには思っております。

ただ、これは何と云うのでしょうか、かぎを持ち合うということはもう相当の信頼がないとできないし、まして認知症等があるというようなことになると、よくあるのが「物がなくなる」というような話をよく聞きますし、実際にやはりこういうことをやるとすると、地域の相当やはり信頼のある方と時間をかけてというふうなことになるを得ないのかなと。行政サイドとしてこうしろ、ああしろというところはなかなか申し上げにくいかなと、そんなふうに思っております。答弁になったかどうかわかりませんが、そのようなところかなというふうに思います。

それから、民生委員のいわゆるサポートというようなお話がございました。実は、羽場議員さん、既に御存じだとは思いますが、現在、東京都で民生委員をサポートしようというような「民生委員サポーター制度」というふうな話が今検討されております。今年度中にどうのこうのという話もあるようでありますけれども、実際の民生委員さんに何をやってもらうのだということが、なかなか具体的に見えてこないようであります。

それも一つの方法なのだろうと思いますけれども、今、民生委員さんのお仕事というのは非常にやはり多岐にわたっておりまして、実際に見守り活動、安否確認、訪問活動、18年度の実績が出ていないのですけれども、17年度で1人当たり年間大体70回ぐらい行っているのです、地域の中の、これは1人平均ですけれども。ですから、おっしゃったように高齢のそういった世帯が多いところはそれを上回るでしょうし、少ないところは下回るのですけれども、平均すると大体70回程度であります。ですから、大変そういうところでは非常に厳しいという、やはり今、民生委員さんの状況であります。ですから、正直言ってなかなか民生委員さんのなり手がいない。

実は今年度は、11月末で一応民生委員は3年の任期で満了になるのですが、今、51人おられまして、大体半数近くが一応退任をしたいというお申し出があったりするような状況がございまして、今、担当としては、まだこれから時間が少しありますのでいろいろ検討しているところなのですが、そのような状況でございまして、さらにそれらをサポートする人が果たして見つかるかということになると、それもなかなか難しいのかなというのがちょっと実感であろうと思います。

いずれにしても、東京都がこのサポーター制度みたいなものをつくろうとしておりますが、ただ、今、51人おりますけれども、それに全部1人つくのではなくて、大体福生市で五、六人だという話であります。ですから、なかなか実際には機能するのが難しいのかなとそんなふうには思っております。

それから、3点目の住宅の話がございましたが、確かにいろいろ考えられると思うのですが、ちょっとこの点についてはいろいろとやはり勉強させていただきたいとなかなかちょっとお答えづらいのでよろしく願いいたしたいと思います。

○参事（川越孝洋君） 羽場議員さんの御質問に対して答弁を申し上げます。

御質問の中学校の授業秩序等におきまして心配がないかというふうなことでございますけれども、現在、中学校において授業を受ける生徒の態度につきまして教職員が指導を繰り返さなければならない状況にあるのも、ごく限られた数ではございますが、これも現実でございます。しかしながら、本年度、この改善点といたしまして現在、校長のリーダーシップのもと、教員の恒常的な授業の工夫・改善の努力や、授業力向上に向けた研究授業等の推進、そして学習力格差に対応した個別の指導の充実を進め、好転の兆しが見えているところでございます。

先ほど、教育長から答弁をいたしましたように、本年度、中学校における市内全教員の公開研究授業は他の区市町村には見られないことでございまして、その教員の姿勢につきまして授業の改善に向けたこれまではなかった心強い実践として教育委員会としても高く評価し、大いに支援し、内容の充実に向け、第1回目が今月開催の予定でございますけれども、目下準備を進めているところでございます。これらの課題に対応した多くの授業を、これまでも議会の皆様の御支援をいただき展開しているわけでございますが、さらに今年度、授業力のすぐれた教職員の配置を行ったところでございます。

教職員の熱意ある生徒への指導が、教育活動のさまざまな場面で見られるようになり、校長もこれまでの努力が少しずつ報われ、生徒の学習への取り組み状況や部活動での活躍、集会等の様子にその変化が見てとれるようになったと今後に期待をすることを述べております。

また、次年度には教育センター機能を本格的に始動させていただき、児童・生徒の学力格差や生活習慣の改善指導、カウンセリング、教職員のさらなる研修の充実に努めてまいりたいと決意を新たにしております。「子どもは学び続けている限り崩れない、学びあきらめて絶望しましたら、仲間、教師、そして自分を信用しなくなる」というのが、校長として学校を預かってまいりました私の実感でございます。

まだまだ課題も多くあるわけでございますが、児童・生徒が安心して通えるように

どうか議員の皆様を初め地域の力をおかりし、学校・地域力総がかりで、子どもたちが学びをあきらめない、期待が膨らむ学校づくりに深い御理解と、より一層の支援をお願い申し上げまして、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番（羽場茂君） ありがとうございます。1点目、牛浜駅につきましては、心強い答弁をいただきまして、清水部長さんを初め次代を担う3人の課長の皆様方の出発の第1課題として期待しておりますので、よろしくお願いします。

それから、高齢者福祉につきましては難問かと思えますし、大変な課題を提案というか、勝手に言っておりまして恐縮ですけれども、いわゆるこれは本当に星野部長さんが高齢者になったときの問題だというふうに我々も思っておりまして、これから何年かかかってこの体制をつくっていかないといけないだろうと。今、本当に出発しないと難しいのではないかと考えておりますので、どうかいろいろよろしくお願いいたします。

それから、学校の問題でございます。非常に今、変わってきているということで非常に心強く思っておりますし、感謝を申し上げます。この議場で、この答弁の中で「子どもは学び続けている限り崩れない」と、こういう言葉があるというのは本当に画期的だなというふうに感動しております。例えば、不登校の子どもたちが学校に復帰しようとしても、どうしても学力的に進んでいないので行きにくいというのがあります。例えば、学校から課題をいただいても、例えば自分の将来について作文を書きなさいと、こんな課題が来たりするわけです。そうすると、普通のお子さんは野球の選手なりだとか書けるわけですが、今自分はこういう状態にあると、将来どうなるかわからないという生徒にとっては、もうものすごい難問であり、心傷つけられる課題になるわけであります。

それから今、学校でこういうことをやっているよというプリントを見せられても、全くわからない。それをやらないと行けない、そういうプレッシャーの中でどうやったら行けるのか。そういう中で苦悶しておるのも実態であるわけであります。いわゆる適応指導教室に行ければ、本当にいろいろな、恐らく個別的に学べて自信も回復できるでありましょうけれども、そこにも行けない場合、自分がどうやって復帰するか非常に大変な思いをするわけでございます。

不登校だけでなく、私は課題だなと思ったのは、前も申し上げましたけれども、期末テストの得点分布表というのが親に渡されます。普通そういうものは正規分布といって山の分布をするのが普通でございますが、どの科目を見ても長方形になっていると、いわゆる零点から100点まで同じ人数がいて、こういう実態がやはりあると、そうなるといわゆる零点からの人たちは恐らく授業の中で、自分についていけないと、そういうような実態がずっと続いているのだと。こういう人たちをどうやってわかってもらうかということで、これは宣伝ではないのですが、ここにこういう参考書があります。これは中学校3年生の基礎学力という本です。これは何かというと、1ページは1足す1は2から始まるわけです。それで、1冊で中3の基礎までできてしまう。例えば中3年生で不登校があったり、ずっとわかっていなくて、九九から危ないという子はどうするかというと、3年生からの参考書を全部買うのかという

と、そんなことはプライドが許さないわけです。そうすると、いい教材がなければそのまま終わってしまうと、そこにそういう教材がなかったわけですがけれども、やっと市販のものでこういう1からやってくれるものが出ました。

こういうようなものが、そういった子には絶対に必要だろうと、こういうものを個別に、例えば学生さんのアドバイザースタッフというか、そういうのを個別にやってあげられると、そうすると自信がつく、自信がつけば自分で行けるということがあると思いますので、どうかそういった細かい指導、あるいは教材に至るまでやっていただければというのをちょっと要望としておきたいと思います。

授業の内容まで恐縮でございますけれども、いろいろいろいろな方と話しまして、こういうところが非常に大事だというふうに感じましたので、お話をさせていただきました。しかし、本当に今、教育委員会は一生懸命、先生方も一生懸命にやっているという気がいたします。どうかこの1年間、頑張ってくださいたいというふうに思います。ということで、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、18番大野悦子君。

（18番 大野悦子君質問席着席）

○18番（大野悦子君） 一般質問をさせていただきます。もう一度「農について」ということでよろしくお願いいたします。

ことしも5月23日に春の花いっぱい運動が行われました。毎年、春は5月、秋は11月の半ばに市内各所での花の植えかえを楽しみにしています。農業委員会の皆さんを中心に、ボランティアの私どもも参加をさせていただいております。今回も一斉の植栽については新庁舎建設中のため、牛浜駅東口と、プール横の180メートルほどの間にある花壇についてのみサルビアとマリーゴールド、例年の花ですがけれども、その植えつけを行いました。

この花いっぱい運動については、植えつける草花の種類や場所、そしてより多くの市民参加や、運動としての一斉行動等についていろいろと提案を今までもしてまいりました。昨年はアンケートを取りまとめるなど、具体的な展開の広がりを少しだけ見たわけですが、新年度を迎えるにあたり、幅広く意見や提案等の検討の経過、一步進んだ新しい取り組みなどについてありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、福生市の「農」の現状とこれからについてですが、以前、「農」への思いと取り組みについてということで質問をさせていただきました。いまさら言うまでもなく、福生市のような都市化されたところでの農業については、後継者や農業従事者の高齢化の問題と、農業を継続していくことについて非常に困難な問題があるというふうに思っております。単に営農環境の悪化とか、それによる農業の存在感の低下とか、簡単に一言で片づけてしまうことができないものがあるというふうに思っております。

生産緑地と相続税、納税猶予特例の将来に、農業従事者の方々は不安や危機感もあると思います。言われているような食糧需給率の問題だとか、地産地消だとかということもなかなか農の現場を目にすることの少ない現状では、遠くの言葉になってしまっているように思います。

福生市のように都市化されたまちの中で、しかも残された限り少ない農地での農業に対して、何とか現状を減らさないで守っていききたいという気持ちはだれしも持っていることと思っております。そこで、福生市の農業の現状を詳しくお知らせいただきたいと思います。

また、過去2回行われました農地ウオークのイベントについては、市民の方からは大変好評であります。昨年は羽村市でも行われたということで、一つの広がりがあったというふうに思っております。

農業者と市民の触れ合いの場として、この企画、本年は3年目になるわけですが、どのような計画が練られているのでしょうか。参加される方は、一緒に歩きまして、皆さん市内での農の現状を見せてもらうことで、市内にもこんなに農地があるのだということに大変感心をされております。せっかく農業従事者の方々も参加されるわけですから、まち中での農業を続けていくことの問題や課題など、直接お話を聞くような、例えばちょっと簡単な講演をしていただくような、このイベントの中にそんな工夫もできたらというふうに思いますが、具体的な農業施策への取り組みを生かす一つのチャンスとして何かお考えでしょうか、お聞かせをください。

次に、公園の緑地についての考え方について。市内にはさまざまな公園があります。防犯や萌芽更新ということでいろいろな樹木が伐採をされているところもあり、整然と整備が進められています。街区公園等については、これから夏、日よけ、日蔭が欲しいところもたくさんあります。一方、上水公園や日光橋のような自然緑地そのままのところもあるわけですが、これらの公園について管理、整備の考え方はどのようなになっているのでしょうか、お聞かせをください。

また、公園等の除草について、業者委託ということについて、なかなか時期に見合った作業が行われていないという指摘が以前からもありました。これらの業者委託の作業の実態については、どんなふうに把握をしていらっしゃるのでしょうか、教えてください。以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 大野悦子議員さんの御質問にお答えをしていきます。

「農」についての1点目でございますが、たびたび御質問をいただいておりますが、過日の5月に行われました植栽を無事終えることができました。これは農業者の方々、あるいは町会・自治会の皆様方、市民の皆様方、あるいは議員さんにもお出かけをいただきまして、大変感謝をしております。

見直しの問題をしていかななくてはいけないと、今までのやり方ではだめだという話をしてきておりまして、昨年の8月にこれについて、御協力をいただいております町会・自治会など38団体にアンケートをしまして、11月にはアンケートの報告と意見交換会を実施いたしました。アンケート調査では花いっぱい運動での苗の種類、数とも満足の度合いが高いのでありますが、活動の評価としては効果がありと回答した団体が17団体、余り効果がないと回答した団体が10団体、効果なしというのはございませんが、そんな状況でございます。

アンケートの結果として、全体的には評価されているというふうに見えますけれど

も、改善することへの意見も多く出されておりまして、具体的な提案として小・中学校の周りだとか、幹線道路などの人目につきやすいところでの植栽や、町会だけでなく小・中学校や高校などを加え、市を挙げて取り組むこと、あるいは日にちを決めて市内一斉に植栽をしたらどうかといったような御意見もございます。今年度はこれらの意見も参考にしながら、実施計画の策定の時期がございますので、それまでには花いっぱい運動の充実に向けた新しい方策というものをを出してみたいと、こんなふうに思っております。

それから2点目の、福生市の「農」の現状とこれからを考えるということですが、いずれにしても都市農業を取り巻く多くの課題というのは生産緑地制度や納税猶予制度など、国の農業政策と大きく連動しております。したがって、個人的な部分でできる部分というのは非常に少ないわけだろうというふうに思っておりますが、現状としましてはいずれにしても福生の場合には14年1月の農家台帳と比較しますと、平成19年1月現在の農家個数は6戸減少しております。66戸あります。市内の経営農耕面積も、5年前に約1万5000平方メートル減少しまして、約12万平方メートルとなっております。

また、農業従事者にとっては都市化による営農環境の悪化、生産緑地と相続税納税猶予特例の将来に対する危機感も大変強く持っておられるようでございます。

市としては、毎年、農業者に対する研修を行っておりまして、ことしは6月6日に生産緑地と相続税納税猶予や体験型農園をテーマに、東京都農業会議の事務局長を講師に招き、研修を行っております。

また、農業の価値や必要性を改めて見直し、農業環境の保全に向け、農業者と地域住民の理解の場として、平成17年度からお話のように農地ウオークを実施しております。今年度も秋にということですが、ことしは収穫したものなどを使いまして、農業従事者の方々の御協力をいただき、料理教室を行い、一緒に食事をとりながら意見交換ができるような検討をしているところだということでございます。

今後も、防災や食育、環境教育など農業の持つ多面的機能をPRしていくとともに、農業を支える人々、それから農業委員会などいろいろな関係機関の方々と連携する中で、いろいろな検討をしていかななくてはというふうに思います。

次に、緑化についての1点目、公園緑化の考え方ですが、公園緑化につきましては市内には都市計画緑地として指定した熊川緑地、玉川上水緑地、多摩川緑地及び下の川緑地がありますが、これらの緑地には武蔵野の面影を残す雑木林等もございます。自然を残しつつ緑の保全を基本として管理等をしております。樹木の維持管理につきましては市民で組織しています福生萌芽会の御協力をいただき、樹木が再生するための萌芽更新も実施しております。

また、町会周辺の街区公園の中には20数年経過し、巨木化した樹木も見受けられ、剪定や安全上伐採することも考慮し、公園利用者の方の憩いの空間である木陰も考慮しながら、緑地の管理をいたしております。既にお答えしておりますとおり、平成19年度に庁内プロジェクトを設置し、関係機関や地域の方の御参加をいただきながら、具体的な今後の公園整備の計画の策定をしていきたいと、そんなふうに考えております。

す。

次に、2点目の除草の業者委託についてですが、公園の除草委託は二つの委託方法がありまして、中央公園、南公園などの総合公園は年間委託で実施し、定期的な除草を実施しておりますが、町会周辺の街区公園や近隣公園などは公園の巡回点検する職員が目視により草の状況を把握し、除草が必要かを判断して指示を出す場合と、市民の皆さんからの電話等で除草の必要性の依頼を受け、状況を確認しながら業者に除草の指示を出す場合がございます。

また、業者の作業状況の把握は市職員が現場で立ち会いをしながら、写真等の記録を残して確認をしていると、こんな状況でございます。今後とも、この方法で行きたいと思いますが、いろいろと御指摘もあるようでございますので、ぜひ具体的なところでまた御指導をいただいて、業者に適切な指示が出せるように情報等お知らせをいただければと、こんなふうに思います。よろしくお願いします。

以上で、大野悦子議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後2時5分まで休憩します。

午後1時54分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（大野悦子君） どうもありがとうございました。何点か、再質問をさせていただきます。

花いっぱい運動について。5月23日に、ことしも春の花いっぱい運動が行われたわけですがけれども、実施計画の策定にあわせて検討ということで、今までも何度も繰り返されておりますけれども、具体的に実施計画の内容について少しお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、プール横の花壇を自然のコスモスに戻してほしいということで、今までも何度もお願いをし、やり取りをしております。このことについて現在はこれを課題としてどのように扱われているのか、実施計画の中に持っているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、以前は庁舎の周り、それからいろいろなところに植栽をたくさんしたのですがけれども、今、工事中でももちろんすることができません。この新庁舎完成の折にはこのような場所というのがあるのかどうか。それから、駐車場の方にも壁面緑化ということでアイビーがたくさん植えつけられております。これらについて新庁舎完成の折にはどのような計画というのか、予定になっているのかお聞かせをください。

それから、「農」について。先ほどの農地ウオークにつきましては3年目の見直しということについて、内容を少しお聞きいたしました。これについては、参加された方からは大変好評であるということをお話しております。例えば回数をふやすとか、あるいは、例えば時期を選んで作業に参加するというような体験ということについて、お考えがあるかどうか。考えられるかどうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、いろいろこの近隣でも農産物の直売所というのが、例えば羽村だとか瑞穂だとか秋川、五日市、たくさんありまして、そういうところに皆さん、行っているというお話を聞きます。今、新しくなったＪＡでもそれがあまして、一緒に農地ウオークで歩いた農業従事者の方々が、自分の生産物を出しているということをお聞きをしまして、福生にもあるというようなお話がありました。新しくなったＪＡの直売所の状況はどうか、お聞かせをください。

それから、農業委員会の皆さん、農業従事者の方から、例えば市への要望のようなものがもしあるとしたら、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、緑化について。これは柳山のような自然緑地の中に、例えば洋花を植えるのはどうかということを以前にもお聞きをいたしました。そのときにお答えをいただいたのですけれども、以前、部長から「感性の違い」というような答弁がございました。同じ花を見ても、きれいな花、高価な花を見ても感心する人もいるし、そうでない人もいるというふうにそれは思っております。

緑地公園については、緑の中にはいろいろな緑が似合うわけでありまして、例えば、ツワブキだとかアイビーだとか、ホタルブクロだとか、いろいろな草花が、植物がありまして、まだいろいろ植えてもいいのではないかなというような花も、歩いてみて思っております。要するに言いたいことは、例えば銀座通りを歩いて見る花と同じものを緑の中で見る必要があるのかなど。市内の公園があるところに、みんな公平に花を植える必要があるのかなど、そんなふうな意味合いから、もう一度そこら辺のところを、緑のところには緑でいいのではないかなというふうに思いますので、もう一度そこら辺のところをお願いいたします。

それから、公園ボランティア。何人かの方からも公園ボランティアについてお話が出ましたけれども、今、募集をしているということでありましたけれども、今、この公園ボランティアの募集の状況はどのような状況でしょうか。

公園ボランティアについてはどのようなところを目指しているのかどうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。以上、再質問です。よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、花いっぱい運動の見直し等々につきまして、３点、御質問をいただきました。

まず、昨年アンケートを受けまして、基本的には今年度から実施計画に反映したいというふうに考えております。花いっぱい運動を今の形からどのように効果的に運動として展開できるかということを検討しておりまして、課題といたしましては運動の主体の整理であろうかと考えております。

現在の形ですと、運動の主体と言いましようか、実際に花植えにかかわっている方が受け身と申しますか、そんな形になっているのではないかなというふうに感じております。したがいまして、例えば町会や商栄会の方、農業者の方、あるいは公園ボランティアの方々と協議会、あるいは実行委員会のようなものを設置して、花いっぱい運動の中心になっていただくようなそんな組織づくりができないかなどにつきまして検討を考えているところでございます。

次に２点目、プール横のコスモスの関係でございますけれども、現在は花壇を設置し、花いっぱい運動で植栽を行っているところでございます。昨年行いましたアンケートでも「福生を花の名所にするとすれば、どのような花がふさわしいですか」との問いに対しまして、コスモスを挙げていただいた団体もございました。コスモスを植栽するといったしましても、どのような方法がよろしいのか、また経費についても実施計画に挙げ、反映できればと現在考えております。

３点目の庁舎関係の植栽につきましては、後ほど総務部よりお答えを申し上げます。

次に、農地ウオークの関係でございますけれども、回数、あるいは時期、作業に参加するような体験ということでございました。農地ウオークを地元農家などの御協力をいただきまして、農家の繁忙期を避けまして、現在、年１回実施をしております。

また、開催時期につきましては作物が多く畑にある時期がよいとの判断で、秋に開催をさせていただいております。実施に当たりましては、参加者や農業委員会の御意見を参考に実施をさせていただいておりますが、御指摘をいただきました農業体験につきましても、農業従事者の御理解、御協力がなくては実施が不可能でございますので、農業委員会の中で御意見をいただき、協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、野菜直売所の状況でございます。今年３月にＪＡの直売所が新しくなったところでございますが、直売所の営業は月曜日から金曜日までの週５日となっております。４月中には約４１００人の買い物客が訪れたと聞いております。これは１７年の、同じ福生市展で行われていたときの４月と比較いたしますと、約５割増加しているとのことですので伺っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○総務部参事（田中益雄君） それでは、私の方から新庁舎にかかわります植栽等の関係について答弁させていただきます。

全体的なことといたしまして、新庁舎における植栽等につきましては大きく三つに分けて考えておりまして、一つは庁舎外周の道路に沿って設ける植樹帯、ここには低木３００本程度、そして高木、中木を３８０本程度植栽していく予定となっております。

二つとして、既に施行済みになっております西側公用車の駐車場に約１７０平米の壁面を緑化させていただいております。

三つとして、新庁舎のシンボリックな存在となるだろうと予想しております丘の広場でございますけれども、そのエリアに芝生の植栽、約９９２平米、こんなふうに考えております。

お話にございました花いっぱい運動の植栽の関係でございますけれども、先ほど申し上げました高木の下、特に花いっぱい運動のためのエリアは設けられませんが、高木の下を活用して、利用して、そういった植栽ができるスペースが新奥多摩街道沿い等に、郵便局側のところで大分とれるようになろうかとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、大野悦子議員さんの再質問にお答えいたします。

公園の植栽の種類についてでございますが、現在、比較的狭い花壇につきましては花いっぱい運動と同日に春、秋の2回、同じ花を植栽する方向としておりまして、そうでないところについては先ほど御指摘のような花を植えているところもございます。

それから、南公園やせせらぎ遊歩道公園の広い公園につきましては、ワイルドフラワー等を植栽しているところでございます。現在、このような状況で進めているところでございますが、御指摘の公園緑地に植栽する花の種類につきまして、今後は大野悦子議員さんの御意見や公園ボランティア等、幅広く市民の意見を聞いていきまして、市長答弁にございましたように整備方針の中に、どのように盛り込めるのかも含めまして、検討させていただきたいとこのように思っているところでございます。

次に2点目の、公園ボランティアの状況でございますが、何人かの議員さんにもお答えをしておりますが、平成16年4月より公園ボランティア制度が実施され、登録者が5月末現在では個人で304人、団体では5団体、このように他の議員さんにはお答えしておりますが、団体の5団体につきましてもう少し詳しく説明いたしますと、一つが第五小学校の生徒で84名、二つ目が青少年自立援助センター、NPOの方が4名、3番目といたしまして福生市老人クラブ連合会、これは各クラブ合わせまして26クラブでございますが、779名、4番目は株式会社日豊、これは民間の会社でございますが、5名、5番目といたしまして5団体目でございますが、新日本学院、ほとんどの方が外国人ということで50名、ということで合計いたしますと917名でございます、個人の方々と合計いたしますと1221名の方々に各公園の清掃を実施していただいております。

公園ボランティアがどのような方向を目指していくのかということでございますが、都市景観事業の一環として、その中の各団体を主に呼びかけをいたしまして公園ボランティア、道路美化ボランティア、違反広告物撤去協力員等のネットワーク化が図られればいいと、このように思っているところでございますが、今後もこの制度をより多くの市民に理解していただきまして、1人でも多くの市民に参加していただき――昨日も堀議員さんにも御答弁いたしました、花いっぱい運動と連携しながら、多様な行動が展開していければと、こんなふうに考えているところでございます。

○18番（大野悦子君） 1点だけ最後に要望させていただきたいと思います。

プール横のコスモスについて、あそこに最初にコスモスがあつて、そこにいろいろなことから今のような花壇の状況になりました。ただ、あそこは草がとにかくひどくて、花壇の下にもネットがひいてあるものですから、とにかく水はけがよすぎて、いつも乾いてしまう、そういう意味では維持が難しいのかなという思いもありまして、もとに戻してほしいというのがコスモスなのですけれども、毎年植えつけをし、管理をするのが難しければ、昔からある、例えばダリアだとかカンナだとか、そういう宿根で植えたままにしておくものもありますよね。いろいろ考えると、とにかく今の花壇よりはいいかなというふうに思います。

それから、サルビア、マリーゴールド、パンジー、いろいろそれも決して私は否定しているわけではないのですが、とにかく日本列島北へ行っても南へ行っても、どこへ行っても同じ花が植えられていることを思うと、もう少し何か独自のものを考えて

もいいのかなというふうに思います。それについては、例えば昔からあるデージーだとかナデシコだとかいろいろ手入れ、それから世話の楽なものもあるというふうに思います。思い切った発想の転換というかそんなこともぜひしていただいて、やはりそんなものも生産者の方とか、植えつけてくれる方とか、ボランティアの方、いろいろな方がいらっしゃるわけですから、ぜひそんなことも含めた検討をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、7 番加藤育男君。

（7 番 加藤育男君質問席着席）

○7 番（加藤育男君） 通告に基づきまして、2 項目 4 点の質問をさせていただきます。

まず初めに、市民と行政の協働についての一つ、協働事業における成果と課題についてをお尋ねしていきます。野澤市長さんの得意分野でありますし、また、野澤市長さんが各年度、年頭にあらわされる施政方針の中でよく述べられているのが、「次世代の人たち、将来の市民のための市政運営をしていく」、次世代に借りをつくらないということです。

現在、少子高齢化の流れが進む中、将来、生産人口の減少が予測されており、自治体の行財政運営上でもむだを省き、改善できることは改善していかなければならない、そういう時期を迎えていると思います。特に、今年度から本格実施される国の三位一体の改革による税源移譲に伴う地方交付税の見直し等、自主財源に乏しい我が市にとって、大変厳しい行財政運営を強いられる状況になってきたところでございます。

また、これに伴い全国どこでも同様だと思いますが、地方自治体を巡る環境はかつてないほどの早いテンポで変化しております。社会環境の急速な変化は行政サービスに対する市民ニーズも多様化していくようでございます。そこで我が市も、官民の適正な協働体制の構築が不可欠という施策の中で、平成 16 年度から「市民参画、協働によるまちづくり」の事業を推進してきたわけでございます。

そこで、お聞きしたいのが、平成 16 年からこの 4 年間に行われましたモデル事業等を含めた市民との協働事業の推移はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また、一口に協働事業と言っても、さまざまなパターンがあり、NPO、ボランティア、企業、そして支援団体である町会・自治会等さまざまなケースが考えられるわけでございます。それらを全部加味して現在の協働推進事業の推進状況と、問題点があればお知らせいただきたいと、また、その評価はどのようになされているのかもあわせてお尋ねいたします。

この「協働」という事業では、市民の行政への依存型自治から、自立型への転換の確立と言えるわけでございますが、それには行政側と自立した市民との対等の関係の構築が必要と考えられます。でも、現状での市民と職員の間にはそれらの意識の相違はあるのでしょうか、あればお答えください。

それと同様に、庁内、各課、職員一人一人において取り組む意識の中で、市民との

協働に対して温度差がありますでしょうか。あるのかないのか、お尋ねさせていただきます。

(2) の協働事業における今後の取り組みについてお尋ねしていきます。この「協働」という言葉は近年、全国的に使われ、どの自治体のホームページを見ても出てくる単語でございます。また、この「協働」という言葉の範疇としましては、地域課題を解決したりする行政サービスの中でのまちづくりというもののの中では、あらゆるものがかかわってくると思います。さきにも述べましたが、社会環境の急激な変化と市民ニーズの多様化、あるいは国から地方へ、官から民へとと言われる構造改革の流れが進む中、この市民との「協働」という事業は新たに「公協」、これは「公」と「協働」の「協」という言葉が当てはまるわけですが、こういう言葉を生み、そのサービス範囲が日々拡大し続けているため、行政が対応できなくなっている現状だと思われます。その中で、この「協働事業推進」という施策は行政にとっても、市民側にとっても当然の流れだと思われます。そこで、今後将来的に考える協働の取り組み方ですが、どのように考えて、また事業を展開していくのか、お聞かせください。

続きまして、教育行政についてお尋ねしていきます。教育行政における市民との協働についてですが、1項目目で質問いたしました市民との協働事業が教育行政においてもなされているのかということです。昨今、教育の荒廃が叫ばれ、国の方でも教育基本法の改正が行われたところでございます。このように、教育の再生ということが注目されてきましたが、我が市においてもいじめ、不登校、学力低下問題等さまざまな課題が山積していると市民の間に認識され始めております。これらの課題克服に向けて現場の先生方はもちろんのこと、教育委員会も日々、努力されていることは私も十二分に承知しているところでございます。しかしながら、次世代を担う我が市の子どもたちの教育という重要な問題は、1項目目で質問させていただいた市民との協働という考え方も大変大切な課題克服・解消のためのアプローチ方法の一つだと思われます。

家庭・学校・地域の三位一体教育の学社融合の中で、教育行政における市民との協働の現状はどのようになっておりますでしょうか、御答弁の方をお願い申し上げます。

教育行政についての2点目、中学校ランチルームについてでございます。この質問は私自身、過去何回かしております。しかし、まだしっくり来ないので、もう少しお願いいたします。この本会議1日目の阿南議員の質問と重なるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

一中のフォレストホールから始まり二中のふたばルーム、そして三中のせせらぎホールが昨年4月に完成し、この事業はことしで4年目を迎えるわけでございます。最初にお聞きしたいのが、このランチルーム事業を採用したときの使用方法の一つとして、市民にとっての多目的ルームという位置づけがあったと思います。大型スクリーンが設置され、音響等もすばらしい設備だと思いますが、この三つのランチルームはその目的どおり市民に開放されているのでしょうか。それと、生徒の利用状況もお聞きいたします。

それから、どのランチルームも平均200名ぐらいのキャパシティで、在校生徒の

3分の1程度の収容能力しかないわけですが、そのことでの問題点が以前から指摘されてきましたが、昼休み中、教師の目が生徒に届かないという課題は改善されたのかどうか、御答弁お願いいたします。

以上が、私の1回目の一般質問であります。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 加藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

市民と行政の協働についてということの1点目で、協働事業における成果と課題についてです。「協働」と言いますのは市民や事業者と市が共通の公益的課題、あるいは目的に対しまして、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し合い、協力し合って取り組むこと、それによりましてより高い成果をみんなで得ていこうと、こういうことでございます。具体的な取り組みは、現在の行政事業の中で協働になじむ事業から、市民との協働という形で進めさせていただいております。

協働事業の推移ということですが、平成13年に始めましたまちづくりフォーラムから始まっているわけですが、具体的には平成16年度に協働施策を推進するための実効性のあるものにしていくために、庁内全体の調整や意思決定、事業の選定や評価等を行う協働事業推進本部を設置いたしました。平成16年度にはそこが中心となりまして55事業を協働事業として選定を行い、実施し、平成17年度には54事業、また平成17年6月には協働に対する職員の意識の向上と市民の市政への参加をより一層進めるため、先行事例、模範事例となる協働推進事業のモデル事業として13事業を選定しております。18年度につきましては、59事業を推進する中で、今年度、103事業を対象といたしましたが、協働事業として実施が可能かどうかを検討すべき事業も26事業、実施が難しい事業は17事業ございましたので、現在、実施事業は61事業となっております、これを協働事業として推進しているという状況でございます。

次に、協働事業の評価という問題が出てまいりました。協働をより効果的に推進するために、協働して実施した内容を、その目的を達成したかどうかといったようなことについて当事者相互で履行評価を実施し、その後、協働事業本部へ報告をしまして、協働事業本部にてさらに評価をするというやり方をとっております。評価はボランティア、あるいは公募をされた個々の市民の参加等がございしますが、そういった方々による協働事業の評価と、それからNPO等への委託による協働事業の評価に分けて行いまして、その結果を担当部署に回答し、翌年度の事業に反映していくというやり方でございます。

次に、協働事業に対しての市民と職員の意識という問題でございます。協働を推進するに当たり市民と行政、両者の意識が協働という点で共有されているということが最も大切なことと考えておりますが、そのためには協働に取り組む職員の意識向上といった問題がございます。そこで、協働事業に対して各部署の共通認識を図るため、指針マニュアルを徹底するとともに、既に庁内で実施している事業の事例説明会を開催いたしましたり、職員の理解と意識の向上を図り、全庁的な共通認識を深めているところで、職員の協働に対する理解度は進んでまいりましたが、協働事業を積極的に

進めている部署と、協働の条件が整っていないような部署もございまして、取り組む姿勢には差が出ているというふうに思っております。

ただ、昔に比べると職員が現場に出て、あるいは市民の方々と一緒にやるという考え方というのはかなり進んだのではないかとこのふうには思っております。

一方、市民の方には活動がしやすい条件整備のために、活動の拠点として輝き市民サポートセンターを開設するとともに、安心して公益的活動に取り組んでいただけるよう、市民活動保険制度の制定、さらには市民活動団体の育成と自立を財政的に支援する市民活動促進補助金制度の制定と、市政出前講座によります市の情報の提供といったようなことを通じまして、公益的活動の支援を行っております。

これらのことによりまして、例えば先日の環境フェスティバルも第5回ということになりましたが、今まで市主催であったものが実行委員会主催という形になってまいりまして、協働が一步進んだというふうに見ておりますが、そんな形で市民の皆さんがいろいろな形で参画していただく方がふえているという認識をしておりますし、まだ協働の取り組みが、そうは言っても行政主導型の部分もあるというふうなところもございまして。いずれにしても、市民と行政が対等な関係、パートナーシップという関係の中で事業と一緒に取り組んでいくという姿勢、これを十分にしていかなければいけない。まだ十分とは言えないということもあろうかと思っております。

このようなことから、協働事業はどちらか一方に過度に依存するというものがないように役割分担を明確にしながら、相互に十分に理解し合いながら進めていきたいものだと、そんなふうに思っております。

それから、2点目の協働事業における今後の取り組みということでございまして。協働のまちづくりということで、市の将来都市像が「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」ということに、今、してあるわけでございまして、この「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」というのは、自分たちのまちを、そういうまちを自分たちでつくっていくという思いで、行政と市民がみんなの力をあわせて助け合いながら進めていく、こういう考え方に立っているところでございまして。

そのためには、市民の皆さんの自主的なまちづくりへの参加、主体的な市政への参画と、職員が市民とともにまちづくりを進めるというそういった情熱が重なりあわないと、盛り上がっていくということ、あるいはなし遂げていくことができないというふうに思っております。

したがって、今後の施策として重要であると考えますのは、一つには協働の諸施策の内容の充実と職員の意識の向上に向けて一層の啓発・普及に努めるとともに、絶えず施策の評価と点検を行いまして、より実効性を高め、成果が目に見えていくようにしていかなければいけないと思っております。

二つ目には、公益的活動に参加する市民の育成と支援でありまして、情報収集並びに活動の拠点であります輝き市民サポートセンターにおいて、市民、活動団体の交流、あるいはネットワークづくり、または学習会、研修会を積極的に開催いたしまして、質的強化と活動の広がりを図っていくということ、こういったことが必要になってまいります。

公益活動といったこういった活動につきましては、基本的に強制されて行うというような性質のものではございませんで、市民一人一人の皆さんの自主性、主体性によって行われていくことが非常に大事でございまして、そういう意味では輝き市民サポートセンターを中心に、今、職員ではなくてボランティアの方々にいろいろ御指導をいただいておりますけれども、そういったことを続けながらさまざまな公益活動を支援をして、いわゆる住民ではなくて本当の市民になっていただきたいと、そんなふうに思っております。

そんなふうな方向が出てくれば、恐らく税の滞納の問題だとかたばこのポイ捨ての問題だとか、自転車のマナーだとか、今回もいろいろ御指摘をいただいておりますさまざまな問題がございましてけれども、そういったものがいわゆる少なくなっていくのではないかというふうに思います。

いずれにしても、自助、互助、公助ということがございますけれども、一人一人の市民が自分から、まず自分のことをちゃんとやるということ、それから、その次はお互いに助け合って、みんなでもって支え合うということ、それからそういったことができない部分については税を使って公助という形で公の形の支援というものを全体的な形で進めるということ、いわゆる「自助、互助、公助」という基本的な考え方をみんなでやっていくという、そういうことを大事にしていくという形で協働というものをさらに進めていきたい、こんなふうに思っております。

以上で、加藤議員さんに対する答弁といたしますが、次の教育行政につきましては教育委員会からお答えいたします。よろしくをお願いします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 加藤議員さんの御質問に、お答えをいたします。

教育行政についての1点目、教育行政における市民との協働についてでございます。市教育委員会では平成17年度に組織としても学校教育と社会教育の垣根を取り払った取り組みを進めることとし、学社融合の推進を図ることとしております。この学社融合でございますが、学校教育と地域社会との連携強化を図り、生涯学習社会のもとにおけます学校教育の位置づけを明確にいたしまして、より一層開かれた学校づくりを目指すというものでございます。特に、学校現場では地域社会の支援をいただきまして、さまざまな課題の改善・解決に向けた取り組みを進めつつあるところでございます。

御質問の教育行政における協働の現状でございますが、学校教育の場面では総合的な学習の時間におけます市民講師として、また、学校図書館での市民ボランティアによります支援、児童・生徒の登下校時の安全確保のための市民による見守り活動、「子ども110番の家」、さらに学校クラブ活動での市民による指導など、また、社会教育の場面では成人式での実行委員会による協働、図書館での図書の配架等の市民ボランティアやおはなしボランティア、公民館では公民館祭りでの実行委員会による協働、体育館ではウォーキングを初めとするスポーツ活動や行事での協働など、実に多岐にわたっての市民と学校、社会教育施設との協働によります教育、あるいは学習活動が進められております。

次に、家庭、学校、地域一体の教育における協働事業をどのように推進していくのかということでございますが、昨年、改正をされました教育基本法におきましては、その第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新たに設けられまして、「協働して社会を形成する」態度、つまり学校、家庭、地域社会の連携が改めてうたわれることとなったわけでございます。

本市におきましては、平成19年度に新たな事業といたしまして児童の健全育成、放課後対策を目的といたします（仮称）「ふっさっ子の広場」や、子どもたちが屋外活動等の体験学習を行う中で情操を養う「子ども体験塾事業」等を開設いたしてまいります。これらの事業は子どもを対象として地域の大人、家庭、学校、行政がまさに連携協力をしまして行うというものでございまして、今後、家庭、学校、地域一体となった教育の中での協働事業がより一層推進されるものと考えております。

本市の教育は、学社融合という方針のもと、非常に広範かつ多彩な取り組みを進めようとしておりますが、一方で、学校にありましては完全学校週5日制のもとで既定の学習指導要領に基づきます教育課程を編成し、それにのっとり、授業時数の確保や基礎・基本の学力の定着など、児童・生徒の指導を進めなければならないこともございましたり、また、学校という個人情報密度高く集積をされた場におきましては、市民参加、そして協働を進めるに当たっては十分に配慮していかなければならない、かつ慎重に取り組まなければならないという事情もあるところでございます。

そのようなことで、教育の分野での協働を図ることの困難さもあるところではございます。しかし、先ほども教育における市民との協働の事例を挙げさせていただきましたとおり、徐々にではありますが工夫をしながら、その取り組みがされておりますので、なお時間をちょうだいいたしたいと存じます。

教育行政についての2点目、中学校ランチルームについてでございますが、他にも同様な質問がありましたので、重複となりますがお許しをいただきまして、平成18年4月に、福生第三中学校に「せせらぎホール」の名称でランチルームが開設をされ、市内3校の中学校に整備がされたところでございます。御質問のランチルームの多目的ルームとしての使用の状況でございますが、各中学校とも学年集会、PTA活動や保護者会、職員研修等に使用をいたしているところでございます。

第一中学校「フォレストホール」は年33回、第二中学校「ふたばルーム」は年78回、第三中学校「せせらぎホール」は年134回、市内3校では年245回の多目的な使用となっております。

次いで、昼食の利用状況でございますが、第一中学校「フォレストホール」は年間利用者数1万7607人、利用率で22.2%、第二中学校「ふたばルーム」は年間利用者数2万942人、利用率22%、第三中学校「せせらぎホール」は年間1万5985人、利用率25.5%と相なっております。市内3校の年平均利用率は23%でございました。

食事の内容につきましては、栄養価があり、できるだけ趣向を凝らして、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べてもらえるよう提供してきているところでございます。また、利用生徒のアンケート結果などから見まして、味につきましては85%、

量につきましても79.1%の生徒が満足をしているとの結果が出ておりました。

最後に、問題点ということでございますが、こちらも利用生徒のアンケート結果などから見ますと、特段、問題にするような点はございませんが、御指摘の昼休み時間中に教師の目が行き届かないとのことにつきましては、各中学校ともランチルーム内に教員の配置をいたしておりまして、それらに対する対応も図っているところでございます。

また、学校からも特段問題点としての指摘は聞いてはいないところでございますが、これまでも議会側にも御説明をさせていただいておりますように、運営にかかわりますことにつきましては市内3校にランチルームが開設をされ、3年を経過するまでに委託業者の見直し等を含め事業内容の検討をしてまいりたいと考えているところでございまして、この点は御理解をいただきたいと存じます。

以上、加藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（加藤育男君） どうもありがとうございました。いただいているものより、大変膨らんだ御丁寧な御答弁、市長の思いがひしひしと伝わってくるような感じがいたしました。

確かに、公園ボランティア活動、それから道路美化、これは捨て看の除去とかですが、防犯パトロールを代表する安全ボランティア活動等、政治意識、あるいはモデル事業で言えば都市景観基本計画、男女共同参画社会推進事業、「健康ふっさ21」計画策定、なかなか、少しずつ進んでいるというふうに理解はしておりますが、もう少し突っ込んだお話を聞きたいと思います。

この平成19年度、本年度103事業を対象としたモデル事業でございますが、実施可能かどうかの検討事業が26事業、実施困難事業が17事業ということで御答弁ですが、その判断基準はどのようになっているのかお聞きしていきます。お願いいたします。

それから、協働事業の評価で実施した内容や、目標に対しての達成率などは当事者相互で履行評価をし、協働事業本部でさらに評価するとのことですが、もう少しこの内容を詳しくお話ししていただければありがたいと、またそれは公開等はしないのかどうなのかもあわせてお願いいたします。結果は担当部署だけに回答し、翌年の事業に反映させるというだけならば、全庁挙げての事業でもないし、全職員の意識の向上にはつながらないのではないかという思いもありますので、このところをよろしくお願いします。

また、あわせまして協働事業を積極的に推進している部署に協働の条件が整っていない部署では取り組む姿勢に差が出ているというお答え、現状とのお答えでございしますが、私の認識ではこの協働というのはありとあらゆるものに適用され、それは一例として役所の職員の間にも存在しているというふうに思われているのですが、これらを踏まえまして行政職員の方たちの協働に対する認識、意識の向上に向けての方策はどのようになっているのか。またそれと同時に、各部署が積極的に取り組むような方策はどのようにお考えなのか、お願い申し上げます。

それから、この次は市民側でございしますが、市長が一生懸命に強調されましたこの

協働という事業は、市民、あるいはNPO、企業、市行政、それらが対等の関係で取り組まなければいけない、仮にネーミングすれば水平パートナーシップということなのでしょうけれども、そういう構築のために市民へのさらなる啓発活動などどのような方法で考えていらっしゃるのか、お願い申し上げます。

午前中の青海議員の質問にもございましたけれども、市民は自分の持っている技術を駆使して仕事をしたいわけでございます。また、社会貢献、市政にも貢献したいわけでございますが、どこに行ってもいいかわからないと、ぜひもっとPRやそこら辺の道筋をつけていただきたいと思いますと思っていますが、その情報収集と活動の拠点と位置づけられました輝き市民サポートセンターですが、利用状況等をお伺いいたします。

それから、2点目の教育行政についてでございますが、2点目の(1)教育行政における市民との協働についてですが、私は前段、1項目目で市民との協働について質問させていただいておりますが、自分勝手な認識で大変恐縮でございますが、一番おくらしている部署が教育行政かなと思っておりました。しかしながら、教育長の答弁は非常に強気な御答弁で、例えば引用させていただきますと、「実に多岐にわたっての市民と学校、社会教育機関との協働による教育活動が進められております」云々と、専守防衛かなと思っているのですけれども、だからして今回の人事異動で宮田次長が来られたのではないかと、こういうふうに勝手に思っておりまして、そうかと思うと後の方では「教育の分野での協働を図ることの困難さもある」云々、徐々にではあるが工夫をしっかりとしながら取り組んでいくので時間をください」とおっしゃっておりますので、どちらだかちょっとよくわからないのですけれども、いずれにしても、御答弁の中で学社融合が大事だと、改正教育基本法でも学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が13条として新たに設けられたというふうに御答弁の中にございました。

しかしながら、一つの例を引用させていただきますと、今でも一中から三中までそれぞれの中学校区域の中で地区連絡協議会というのがあるのですけれども、私は一中にも二中にも出させていただいています。対象が町会長、民生児童委員、保護司、青少年協役員、学校評議員、各学校PTA役員、議員と、もちろん各学区内、各学校の校長先生を初め教師の方も出席をされております。40名ぐらいになるのでしょうか。ただ、そこには教育委員さんは出たり、出なかったり、それから教育委員会の職員は1度も出たことがないというふうに僕は記憶しているのですけれども、こういうところもやはりいろいろな立場で、それぞれかんかんがくがく児童・生徒のためのよい方法を議論しているわけですが、そういう場所にいなくていいのかなというふうな危惧をちょっと感じたものですから、ここのところをちょっとお尋ねいたします。

それからあと、今回の一般質問の中でもいろいろITの関係が取りざたされておりますけれども、余り市のホームページに積極的に参加というか活用されていないのではないかなというふうなことは、ここのところも一つお願いいたします。

あと、御答弁で教育における協働事業の一環として本年度の新事業として「ふっさっ子の広場」、あるいは「子ども体験塾事業」というものを取り上げているとおっしゃっておりました。大変結構なことだと思いますが、そこでお話をちょっとお聞きして

いきたいのですが、ここに地域学び合いボランティア登録者名簿というのが教育委員会発行でございます。これは平成19年度ですけれども、この事業が、私が議員になる前の話だと思うのです。余りこれは活用されていないのではないかと。登録番号というか、この中では55番ぐらいまであるのですか。でも、間がどんどん透けていて、内容は35名分しかない。

例えば、「ふっさっ子の広場」や「子ども体験塾事業」などはこういうところからどんどんお願いしていければ随分いいのではないかと僕などは思うのです。例えば、一例を挙げますと、これだけではなくて静岡県とか群馬県の自治体でペルーやブラジルの方たちが結構多く住んでいらっしゃる場所がありますよね、楽器製造とかいろいろな自動車製造とか。福生も51人の外国の方の子弟、子女がいらっしゃいますけれども、なかなかそこで言葉が通じないでどうのこうのということ、やはり静岡とか群馬はNPO団体等を駆使して、協働というものを駆使して、そういうものをサポートしていらっしゃいます。ぜひこういう、一生懸命こうやって登録して「役に立ちたいよ」というふうな形をやっているのに、何も使っていないのではこれはちょっと宝の持ちぐされになると思うので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、あとはランチルームですが、御答弁の中でランチルームの多目的ルームとしての利用回数が一中が33回で、三中が134回と随分使用頻度にばらつきがあるのですけれども、何か理由が、大した理由はないと思いますけれども、利用内容をちょっと詳しくお願いしたいのと、それから、こういうのは利用増に向けて何かマニュアルづくりとかそういうことのお考えがあるのかどうか、お願いいたします。

それから、利用生徒アンケート結果で、味満足度85%、量の満足度79.1%ということで、これはちょっとびっくりしたのです。いろいろな話が私の耳に聞こえてくるのですけれども、使っている職員の方たち、先生方、子どもたち、余りいいことを言っていないのです。

ただ、一つ思うのですけれども、340円がランチですか、定食ですか、それとうどんが200円ぐらい、やはり中学生も子どもではないから340円なら満足しているのではないかと。実際は補助が600円とかそこら辺があるというのは皆さんよく知らないことだから、そういう部分を加味して考えるとどうなのかということを、ちょっとお答えできればありがたいと思います。

それから、同じように耳に入ってくるのは食事内容ですが、非常に揚げ物が多いという話なのです。揚げ物というのは、私も飲食業だからよくわかるのですが、勝手に調理してくれるのです。だから大量生産もきくし、少ない人員で調理ができると、ただ、余り栄養学的にはどうなのかなというもののなので、その内容のチェックをお願いいたします。

あと、市民と地域住民に対して、このランチルームの開放の仕方をどのように考えていらっしゃるのか、もう一度お願いいたします。

それから、1日目ですか、阿南議員が同じように質問されていましたが、委託業者で〇ー157事件があったと、武蔵野大学ということですが、私のところには同じ業者で八王子と群馬県のホテル、おおるりチェーンですか、ノロウィルスで集団食中毒

が起こっているように聞いているのですけれども、それに対しての対応とか、あるいは指導とかというのはどういうふうになっていますでしょうか。以上です。お願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後3時10分まで休憩します。

午後2時56分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 市民と行政の協働についての再質問をいただきました。まず、第1点目でございますけれども、協働事業として検討する事業が26事業、実施が難しい事業が17事業の理由、内容でございますが、検討を要する事業26事業につきましてはそのほとんどが受託可能なNPO法人、またはボランティアとの協働が可能なケースでございます。主なものといたしましては、輝き市民サポートセンターの運営、ガレージセール、消費者展、庁舎案内業務、駅周辺放置自転車撤去関係等でございます。

実施が難しい事業17事業につきましては、専門的な知識と技術を必要とするものでございまして、保育所の運営、あるいは青少年海外派遣事業、市営プール管理運営等の8事業、それから高齢者の雇用確保の見地からシルバー人材センターに委託している9事業となっております。

次に、2点目でございますけれども、どのような方法で、当事者相互で事業の履行評価を実施しているかでございますけれども、協働によっては実施した内容がその目的を達成したかなどについて協働事業評価書を提出していただいております。評価の内容でございますけれども、協働が開始される時期、これは企画の段階からか、あるいは予算決定後か、実施段階からか、それから協働の呼びかけはどちらか、事業の目的、成果目標、役割分担は明確であったか、目的の達成、または事業実施にふさわしい協働の手法か、どのような課題があったか、改善策の議論をしたか、このような評価を行いまして、課題等が明らかになった場合につきましては翌年度の事業に反映することといたしております。また、評価につきましてはホームページで公表をいたしております。

次に、3点目でございますけれども、行政職員の協働に対する認識、意識の向上に向けての方策等でございますけれども、職員が協働の考え方を深め、実践に取り組んでいくためには指針及び指針マニュアルを作成いたしまして、理解促進を推進して来ておりますが、本年度につきましては指針マニュアルの見直し等職員が協働による事業を進めるに当たり必要な知識をまとめたハンドブックの作成を予定しております。また、協働により、一層趣旨徹底を図るため全職員を対象とした研修の実施をしていく予定をいたしております。これらによりまして、協働を十分に理解し、前向きな姿勢を持つ職員の人材の育成を図ってまいります。

次に、4点目の各部署が積極的に取り組む方策でございますが、協働事業につきましては多分野にわたるため、円滑に進めるには各課において対応することが必要とな

ってまいります。したがいまして、市民及び市民活動団体と市との協働を推進していくためには、市職員が協働についての共通の認識を持つことが重要でありますことから、協働事業への取り組みをより一層徹底するため、本年度4月から「協働事業推進員」の設置をいたしております。この「協働事業推進員」は各課に1名配置し、協働事業の点検や評価、また立案や実施に当たり中心職員としてその役割を担っていただくことといたしております。

5点目、啓発活動についてでございますけれども、市民が公益的な活動を継続して行っていくためには、人材の確保と活動の充実に努めていくことが必要でありますことから、市民活動の拠点であります輝き市民サポートセンターを中心に組み立ててまいります。今年度、輝き市民サポートセンターでは市民や市民活動団体を支援するための講座や、市内等で公益的な活動をされている方々からの報告、発表会、あるいは市民啓発を図っていく講座などを積極的に開催しております。

また、市民活動団体による活動のプレゼンテーションを行う中で、市民や市民活動団体の交流、ネットワークづくりのきっかけにさせていただくほか、引き続き市民活動への相談コーナーの充実、市民活動団体の公益活動を継続させていただくために人材の確保、あるいは活動の充実、また市民活動の運営の支援をしてまいります。

6点目、18年度の輝き市民サポートセンターの利用状況でございますが、18年度の開館日数は308日開館いたしております。施設の利用者総数は3382人でございました。会議室の利用件数は189件で、延べ人数では1624人で、その中で午後7時以降の利用は88件、847人の方が使用をされております。また、随時、情報交換、あるいは談話等に御利用いただける交流スペースの利用件数は144件、延べ人数では473人、印刷等作業機能の利用は441件となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○教育長（宮城眞一君） それでは、私の方から一つは地区連絡協議会の件につきましてでございますが、基本的にこの活動は学校が主体的に取り組むべき一つの活動というふうに私どもは理解をしております。ですから、学校としては、学校が持っているいろいろな情報を提供し、また、学校側として地域にお願いをしたり、求めたりしているそういう支援等々をお願いしながら、いわゆる課題の改善、そういった方向で、あるいは問題点の解消といった方向で学校経営を進めていくというそういうことの一つとして、こういうようなことが行われている、これはまさに学校が主体的に行うことだというふうに私どもは理解をいたしております。

したがいまして、もちろん私ども市教委として、学校側から市教委に対しまして開催の承認を求めるとか、届け出をするとか、そういうことを市教委が求めているというようなことは全くないわけでありまして、学校経営上、学校長がどうしてもこういうことが望ましいという方向で主体的に、自主的に活動するということについて、ぜひそういう方向でやってもらいたいと、かように考えております。

ただ、例えば市教委も少し出てきてくれと、こういうような話であれば、それはそのときに私どもも出席をすることについてやぶさかではないわけでありまして、特にどうこう強制をする話ではないというふうに私どもは理解をしております。したが

まして、これまでも私どもが要請を受ければ出ますし、要請がなければ出席はしないということであります。

それから、ランチルームの多目的利用のことですが、この多目的利用につきましては基本としては当該学校の昼食利用、その他学校教育活動上の利用ということの基本にして、空き時間については開放ということを考えて施設としてつくっているわけでございます。学校側におきましても、いわゆるランチルームのあり方ということについては徐々に学校全体の施設の中の一つとしての位置づけは理解をしつつあるのではないかとこのように思っております。

ここで、三つの学校がそろったわけでありまして、そういう中では今後どのような方向でこれが開放につながっていくかということになるかというふうに思います。私は、段階的な一つの開放があるのだろうというふうに理解をいたしておりますが、一つは学校支援のための活動として、ああいう場が使われるというようなことであろうというふうに思います。またもう一つは、地域の皆さんが当該学校の生徒たちを巻き込むような地域活動をするというときに、そういう場所が使われるということだろうと思いますし、さらにはもう少し発展をすると地域活動の中でああいう場が使われると、こういうようなことになってくるのだろうというふうに思います。

目下のところは、いわゆる地域会館的な活動にはなっていないのは事実でございます。ですが、地域会館的に開放するにはまだ学校側で、安心してあれを地域の皆さんにお使いくださいといったような状況というところに至っていない部分も若干あるかというふうに理解もしているところでございまして、徐々に生徒たちの利用の仕方についても十分あの施設についての理解が得られるような方向を、学校側としても考えてもらいながら、そして私どももそういう方向での支援をしながら、議員御指摘にありましたような、もう少し幅広い多目的利用と、こういう方向には向けていきたいと。決して学校だけの専用施設という理解で、私どもがいるということではございませんので、この辺は私ども今後とも気をつけてまいりたい、このように思っております。とりあえず、私の方からはそれだけお答えさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 加藤議員さんの教育行政についての再質問にお答え申し上げます。

二つ目の市ホームページの問題、また教育委員会として協働への参加が低いのではないかとこの御指摘をいただいておりますけれども、教育委員会、先ほど教育長答弁にもございましたとおり、非常に多岐にわたった市民参画、また協働事業を含んでおりますけれども、モットーといたしましては「間口は多彩に、さまざまな制限の中でテンポは徐々に」と、静々と進めていきたいというふうに考えてございますけれども、ホームページにつきましても、この7月1日から定例教育委員会の会議録を公開いたしますので、こういった形でまず協働の前提となる情報の公開を積極的に進めていこうと、こんな準備をしております。

3点目の御質問の「ふっさっ子の広場」、体験事業がある中で、地域学び合いボランティアの活用が十分ではないのではないかとこの御指摘もいただいておりますが、この地域学び合いボランティアの事業は平成14年度から開始した事業でございまして、

て、市民の方に登録をしていただいて、地域で行事を計画している方、町会・自治会、子ども会等に、そういった方が伺ってさまざまな指導を行ったり講師をすると、こういった事業でございまして、この登録ボランティアの内容は趣味の分野、文化・芸術分野、体育・スポーツ分野、環境・地域・まちづくり分野、4分野から成っております。現在35名の方が登録されておりますが、文化協会、体育協会からも全面的な支援ということでお約束もいただいておりますので、これももっと積極的にこれからは情報を公開して進めていきたいと思っております。

四つ目のランチルームの使用頻度にばらつきがあるのではないかと、こういう御指摘をいただいております。このランチルームの使用頻度のばらつきでございますけれども、一中では18年度に33回ほど使っておりまして、二中では18年度に78回、三中では134回と、確かにこのようにばらつきがございますが、三中の場合はちょうど18年度に特定のテーマの研修をしてこうなりまして、その使用が非常に高かったと、こういったところから三中の使用頻度が上がっているという点、また、ランチルームの設置場所が一つポイントになっておりまして、ランチルームに行くよりも体育館を使った方が生徒の移動がスムーズに行く場合はどうしても体育館を使うことが多いとか、そのような学校ごとの事情もございますので、よろしくお願いいたします。

五つ目の御質問の、ランチルームのメニューの中で、内容が85%の生徒が満足しているという数字はいかがなものかということでございますけれども、またそれに関しまして市の方が600円くらいの補助を出しているのではないかとということですが、このランチルームの1食当たりの単価という御質問でございますけれども、18年度にメニューはランチが340円、おにぎりが100円ですが、さまざまなばらつきがありますけれども、五つのメニュー、総売上額を割った価格で言いますと832円という単価になります。600円を市が負担しておりますので232円が平均の負担単価ということで、そういった単価から見ると値段の割には安いのではないかと、こういうふうに生徒が考えているのだらうという御指摘だと思うのですが、確かにそのような面もございますかもしれませんが、アンケートの中では内容、量とも満足をいただいていると、このように理解していただきたいと思います。

6点目の御質問の、揚げ物が多くて栄養的に問題があるのではないかとという御指摘でございますが、揚げ物が多いというのは生徒の嗜好が、非常に揚げ物が好まれているということがございます。ただ、好まれているから出すということではなくて、給食センターの栄養士がこのメニューは全部チェックしておりまして、栄養的には問題がないという範囲で揚げ物のメニューが多いと、このような感じになるのかなと思っております。

8点目の御質問の食中毒、シダックスが八王子、群馬県で2件ほどのノロウィルスが発生しているという御指摘をいただいておりますが、八王子では病院施設におきまして4月24日にノロウィルス菌による食中毒が発生しております。また、群馬県ではホテル施設におきまして、ノロウィルス菌を4月28日に発生しているわけでございますけれども、シダックスの方からこういったときに直ちに報告がございまして、日ごろ衛生管理を最優先事項としてシダックスの方では管理教育を行っているわけで

すが、特にこういった事態が起こりますと衛生管理マニュアルの徹底、従業員の健康管理と家族への健康を認識した報告の徹底、全国に配置した本社直轄衛生指導員による監視と指導の強化を徹底しているところでございますけれども、福生市の給食、ランチルームにおきましてはシダックスの給食事業部の方が担当してございまして、この八王子の病院施設、また群馬のホテル施設を担当している事業所とは全然異なる事業主体がやっているわけでございます。

また、このシダックスの方では日ごろ、例えば日常の職員の注意事項といたしまして、カキ料理は加熱、非加熱を問わず食べてはいけない、禁止しているとか、細かな注意事項がございまして、こういったことを厳密に守っていただいています。これは学校給食事業部の注意事項でございますが、こういったところで日常注意を徹底してございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7番（加藤育男君） どうもありがとうございました。2回目の質問が多くなってしまったものですから、時間がなくなってまいりましたので、簡単に——3回目の質問もやろうと思っていたのですが、ちょっと時間がないので、すみませんが要望という形で終わらせていただきます。

市民と行政の協働については、よくわかりました。まだまだ、まだ道半ばだと思いますけれども、やはり先ほども申しましたとおり企業、あるいは市民等がパートナーシップを構築していく手法が新しい手法だということですし、地域課題を解決していく上でかぎとなるのは、その課題にかかわるさまざまな主体の意識であって、例えば小さな実践であってもたゆまぬよう継続していくことが何より大切だということでございます。協働の理解には、何よりも実際にみずから協働による取り組みを経験することが一番大事だなと、そういうふうにしたところでございます。これからもぜひよろしくお願い申し上げます。

それと、その啓発の拠点であります輝き市民サポートセンターですが、あそこで働いている方が、夜とかがちょっと利用率が少ないのではないかと、いらっしゃっている方が少ないのですよというふうに言っていたものですから、ぜひもう少しPR等をお願いしたいと思います。協働に関してはそんなところですか。

それから、教育行政について、協働ですけれども、大変申しわけないのですが、地区連絡協議会に関しては確かに要請が云々という教育長の話はよくわかったのですが、これは協働という観点から見れば、それこそ観点の違いというか、何でしたか、前に小野沢議員が言われた「見解の相違」ではないかと私は思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、地域学び合いボランティア、今回は余り取り上げませんけれども、これは本当にすばらしいですね。市民の方が進んでこういうものに登録されて、やる、本人のご承諾を得ているので、一つだけちょっと御紹介していただきますと、「氏名、宮田満、得意とする分野、地域の歴史、伝統文化の学習支援」という形で福生400年の歴史、その時代背景と歴史的出来事を支援できると、いろいろもっと書いてありますけれども、こういうふうに一生懸命に市民の方が子どもたち、あるいは生涯学習としても使ってもらいたいという部分がありますので、ぜひこういう事業はどんど

ん推進して、募集していつていただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、ランチルームですけれども、ここで本当は参事が新しくかわられたので、もう少しお話を聞きたいと思ったのですが、時間がないものですから。確かにランチルームに先生を配置されて、ちゃんと見守っているという言い方はよくわかるのですが、中に入っているスクールサポートの方とか、警察官がやっていらっしゃいますよね。それから、職員の方も先生方もそうですが、やはり追いかけてごっことか、追いつかないというぐらゐの形で、お弁当を持ってこられている生徒さんも教室では食事をしていないですよ。階段で行ったり、それから外の陰、体育館の陰とか、あるいはそれこそランチルームの陰あたりで食事をしたり、もっとやんちゃな子は図書館の上の方の東屋あたりまで行ってしまったり、外に出ていたりしている状況でございます。

そういうときに交通事故などがあつたら大変なことですし、どうにかしてうまく一つになりたいなと――今のは、ごめんなさい、一中の話ですが、いろいろあると思いますが、ぜひこのところをもう少し一生懸命考えていただいて、何かいい案があればとそういうふうに思っております。ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、20番小野沢久君。

（20番 小野沢久君質問席着席）

○20番（小野沢久君） 御指名をいただきましたので、大分お待ちしましたけれども、一般質問をさせていただきます。4項目、9点の質問でございますけれども、すべて以前に質問をして前向きな御答弁をいただいている内容でございますので、それなりに議事録は目を通した上での御答弁をいただけるものと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目ですが、子育て支援策ですが、この子育て支援策、最近、私、子育て真っ最中なものですから、何回も何回も取り上げて恐縮なのですが、核家族の関係や、あるいはお母さん方の労働条件の変化、社会構造の変化で、どうしても保育園に行く子もふえております。そういう中で、病気になったときの対応、子育て支援、病後児保育なのですが、前には「病時・病後児保育対策」という質問をさせていただきましたけれども、「病時」を言いますと幅が広がってしまいますので、それをやっていますといつになってもできそうにありませんので、「病後児」ということで質問を続けてまいりました。これは、お子さんが病気になったときに完治するまでに保育園では預かっていただけない、その間を自宅の方で見なくてははいけない、実際にはそれがしにくいから、その部分をどこかで預かっているところはないかなということの発想で、他市では相当数やっているところがあるのですけれども、我が市がなかったものですから、このことをお願いをしてまいりました。

最初の市長さんの答弁、「21年度から実施」ということで何とか値切って20年度、来年からやっていただけるという話でございます。20年度からと言いますと、もう既に19年度にそれなりの準備をしていなければ間に合わないのではないかと思います。

すので、その辺の準備の進捗状況についてを、お尋ねしておきたいと思います。

それから次が、仮称「ふっさっ子の広場」の取り組み状況についてでございますが、これは市長の19年度予算の目玉と——金額的には大した金額ではないのですが、政策としては大変大きなテーマであったと思います。ですから、各会派のそれぞれ代表のような形で今まで質問してきて、私が3回目になるわけでございますけれども、大変重要なテーマで、このことはたまたま今回始まるわけでございますけれども、以前から放課後の居場所対策ということで実現について、多数の議員からも取り上げられてきた問題が、ここで実際には国の補助を受けながら始まるということでございます。前に、2人の方の質問がありますので、大体の内容はわかりましたけれども、とりあえずこの具体的な取り組み状況について、はしょっていただいて結構ですので、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから次に、環境にやさしい行政推進についてということで、ちょうどドイツのハイゲンダム・サミット、G8が始まりました。この質問にあわせたわけではないわけでございますけれども、うまいぐあいにはちょうどピッタリになったわけで、環境、地球温暖化が最大のテーマということで、世界じゅうでも大変重要なテーマでございますけれども、我が市においてもこれは大変大きなテーマで、幅広い取り組み、職員も市民も一緒になってやらなければならない事業でございます。

そこで一つ質問をするのが、環境マネジメント14001の認証の関係でございます。これは以前、一番最初にしたのが平成11年、京都議定書後の、京都議定書はこれで10年を迎えますから、そのちょっと後かと思いますが、他市に先駆けて何としても福生が多摩地区では一番でやってほしいなと思って意気込んで質問したのですが、なかなかその後進んでいません。14年にも質問して、そのときの市長さんの答弁はとてもいい答弁で、「認証取得に向けて取り組んでいきたいと考えております」と、「やります」という答弁をいただいている、これが13年。その後に声の大きい議員がこの質問をして、そのときの答弁は声の大きい議員、前にいる議長ですが、そのときの答弁は14年6月ですが「福生市環境基本計画の策定後に実行計画を策定することになりますので、そのとき実施をしたいと考えております」ということで、先延ばしになっている。実行計画をつくるまでという話、実行計画もできてしまって、実施計画もできてしまったのだけれども、どこを見ても「やります」とか「進めます」とか、「検討」はちょっと書いてありますので、そんなことを踏まえて現状はどうなっているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

次に、福生市の地球温暖化対策実行計画の達成度について。特に、私が用意した資料ではなくて、これは皆役所の方からいただいた資料で、議員の皆さん、皆持っているのですが、「福生市地球温暖化対策実行計画」ですから、これに基づいて行動していくわけですが、これの中身が15年から19年度なのです。19年度ということはことしまでの目標なのです。ですから、相当この中のことが実現をされていなくてはいけないのではないかなと思いますので、どこまで現状で達成できているのか。あるいは来年度、ことしは全部このことが達成できるのか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

それともう一点、グリーン購入、これは大変物品等の調達の細かな方針というので1度いただいたことがあるのですが、大変細かく載せてあって、こういうものを買いなさい、環境にやさしい製品を買おうと、やっておくということであるのですが、実際に、ではそれがどういう形で職員の皆さんに浸透して、どういう形でそれをチェックして行われているのかということについて、ここでは聞いておきたいと思います。

このことについては、役所だけではなく、やはり市民全員が、全体がやらなくてはいけないことですが、そのことについてはまた後ほど質問いたしますが、とりあえず現状の職員さんの取り組みについてをお願いいたします。

次に、自転車の利用者モラルの向上についてということでの質問ですが、とにかく自転車に乗る人は年齢を問わず、いい加減です。右側を走ったり、歩道の狭いところに平気で来て、そういう私もそんなに——前はそうだったのだけれども、最近はやはり少しまじめに運転をしていますので、ちゃんと信号を守ってやっていますから、酒を飲んだときは引いて回っていますから、余り心配ないのですが、実際には本当にそういう面でめちゃくちゃな現状なのですね。

そこで、この質問をした理由は、当時の高橋部長、今の副市長さんの答弁が、「警察とも調整をして取り組んでいく」という答弁があったものですから、その後どういふふうにやってきているのかなど。よく見えていなかったものですから、現状が、福生警察署とどんな形で協議をして、どんな形で交渉をやっているのかということについてとりあえずここは聞いておきたいと思いますので、お願いいたします。

次に、歩道通行やサイクリングロード等の安全対策についてということで、これも以前に取り上げて、清水部長の方で注意喚起をする標識をつけていただいた経過があるのですが、一つには例えばやなぎ通りが広くなって、随分ほめてくれた議員がいたのだけれども、私は、あれはそんなにいい出来ではないなと思っています。あれの欠点は車道と歩道の高さがやはり現状のままだったということ。あれが大きな費用、3億円ぐらいかかったのですか、5億円ですか、どちらですか、銀座通りが3億円をちょっと切ったところだから……、かけた割には不満足な部分があるのです。広くなったということは事実で、見通しもよくなりました。だけれども、歩行者と自転車が一緒なものですから、どちらかというと歩行者がよけて回らなければいけない現状が起きているわけです。では何か方法があるのかというと、今、ちょっとつけたぐらいのことではとても心もとないので、もう少し何とかしようがあるのではないかと思います。

それから、サイクリングロードも歩いている方はよくわかるのですが、すごい勢いで自転車がわきを通過していきます。事故が起きない方がふしぎなくらいでございまして、自転車の愛好家もふえているわけですから、当然そういうことになってくるし、特に福生の部分は景色のいいところで、広いところで、安心して自転車も走れるからそういうことになってしまうのですが、それが歩く市民にしてみれば全く凶器ですよ。と同時に、このサイクリングロードはかに坂公園と多摩川中央公園と南公園の中を通っているわけでございまして、そこら辺の対応も非常に現状では何もされていないのが状況でございまして。

そこで、自転車が歩行者に気を使うような方法、例えばU字型のものが3カ所あるところがよくあるでしょう。あれを置いて、速度制限をして速度を落とさせるとか、南公園の車道のようにところどころデコボコをつけて、スピードを出せないところにするとか、何らかの方法をとっていかないと、事故が起きた場合に——起きては困るし、事故を起こした方も、起こされた方も困るし、行政も損害賠償請求を起こされることも十分考えられますので、やはり何からの方法が必要だと思いますので、対策をお願いいたします。

次に、都市基盤整備ですが、一つ目として法務局方面への交通改善について。法務局が何とか福生に残っていただいて、そういう面でこれは大変よかったと思っております。それで、使い方が車で行くには非常に行きにくくなっています。例えばあきる野方面から行きますと、ずっと回って、七小の方まで行ってから中に入らなければならないし、七小の方から行っても一方通行がありますから、グルッとあの大きな木を回らないといけな。間違っって向こうに行ってしまうと、民家の方をグルグル回ってきて、駐車場に行っても、駐車場がこちら側から入れませんから、こちら側というのは川側の方から入れませんから、もう一回、もとに出ていかななくてはならない。こんなむだなことをやっている。

そこで、一番簡単な方法は、前にも指摘したのですが、多摩橋通りの方から右折、あきる野方面から来て右折をしていただければ、これはもう極めて簡単、すぐ問題は解決するわけでございますので、何とかその辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つは、北田園一丁目地区、以前は田園西地区ということで質問したのですが、体育館側と結ぶ、トンネルで結ぶ通路をつくっていただければ。せっかく都市計画で完成したまちと体育館側が完全に分離された状況になっている。現状は横断歩道ありませんから、ですから地下で抜いていただければ防災上も、あるいは利用の便からしてもより効果があるのではないかと思いますので、再度質問をいたしますので、いい答えがいただけますようよろしくお願いいたします。1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 小野沢議員さんの御質問にお答えをしていきます。

子育て支援策についての1点目の、病後児保育の実施準備状況ということでございます。平成20年度中には設置に向けまして、今現在準備を進めております。

現在の状況は、保育施設併設型として福生保育園のどの部分かに、病後児保育室を設置していくという考え方でありまして、定員を何名にしていとか、事業費の関係などにつきまして保育園との調整や東京都からの助言をいただきながら、また他市の状況等も参考にしながら検討を進めているところでございます。

病後児保育室には、保育室と観察室、調理室、トイレ等が専用設備の設置という形で必要になってまいります。面積は約30平方メートル程度ということでございまして、保育園の2階、ベランダ部分に保育室を増設する方法もその一つの案ということで、いろいろと研究をしていますが、いずれにしても通常保育へ影響のない方法を保育園と調整していかななくてはならないという課題がございます。また、定員の設

定では、既に保育施設併設型で、病後児保育を実施している８市の中では、看護師及び保育士の職員配置基準の関係から、７市が定員を４名としております。

それから、開設・運営に関係する事業費の関係では、具体的な金額は今後積算してまいりますけれども、施設整備の事業費に対しましては東京都の子育て支援基盤整備包括補助金、運営事業費につきましては厚生労働省の次世代育成支援対策交付金の制度の利用を考えているところでございます。

なお今後、福生保育園の、民間への移管の問題もございますので、できれば一体的に進めていければと、そんなふうに思っております。

次の、仮称「ふっさっ子の広場」の取り組みの状況については、教育委員会からお答えをいたします。

次に、環境にやさしい行政推進についての１点目、環境マネジメント１４００１の認証取り組み等についてでございます。環境基本計画では事業所としての率先行動の推進として、環境負荷の着実な低減を目指すため、環境マネジメントシステムの確立を研究・構築し、地球温暖化対策実行計画を推進し、グリーン購入などを実施すると位置づけております。

現在、環境管理システムには環境省の「エコアクション２１」というシステムもあり、また、他市では独自のシステムを構築しているところもあると聞いております。庁舎の建てかえ工事を行っているところですので、完成した後にどのようなシステムがよいかというような形での検討をしてまいります。

それから２点目の、福生市地球温暖化対策実行計画の達成度等についてですが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の実行計画を平成１４年度に策定いたしました。この計画は平成１３年度を基準年として、平成１９年度を目標年とし、二酸化炭素換算で１０％以上削減しようとするものでございます。内容的には電気、燃料、水道、紙の利用の削減、用紙の古紙配分率を可能な限り１００％に高めること。低公害車等の導入促進などがございます。

しかしながら、目標達成は難しい状況でございます。１８年度の集計がまとまっておりませんので、１７年度の二酸化炭素の排出量を見ますと、基準年に比較いたしました逆で１０％増加をしております。この主な理由は市内の公共施設の開庁日、開庁時間の増加がございまして、基準年と比べ、市役所では水曜日を午後８時まで開庁し、土曜日にも全日開庁しております。社会教育施設も開館日、開館時間ともに増加していることが大きく影響しております。

目標年の１９年度の集計結果が出てまいりますのは２０年度に入ってからということになりますが、この期間が新庁舎の建設と重なっておりますので、２０年度から２１年度にかけて、１９年度までの総括と、新庁舎をベースにいたしました２１年度からの新たな実行計画を策定していくこととします。

次に、３点目のグリーン購入の進捗状況ですが、市では平成１３年度に福生市環境物品等の調達に関する基本指針、いわゆるグリーン購入を決定しており、従前の価格や品質などに加えて環境保全の観点を考慮することとしております。対象の物品は文房具、紙類、ＯＡ機器など多岐にわたっておりますが、市の購入いたします物品等の

購入については各担当課において基本方針に従い、購入をしております。

次に、自転車利用者のモラル向上についてということでございまして、その１点目、安全運転の指導及びPR等ということでございます。全国的に見ると自転車と歩行者の事故は増加傾向にありまして、本年２月の報道によりますと、１０年前に比べ約５倍になっているというような話がございまして。

ただ、本市の状況につきまして福生警察署に確認いたしましたところ、自転車と歩行者の事故という区分けしたデータではございませんが、自転車事故の発生件数という形になっておりますけれども、過去５年間で平成１４年が１８５件、１５年が１６７件、１６年が１８０件、１７年が１２７件、１８年が１１９件と少しずつではありますが、減少傾向にございます。しかし、自転車は免許証がなくても乗れるということで、交通ルール違反、あるいは無謀な運転がありまして、それによって重大な事故に至るケースがございまして。市では、福生市交通安全推進委員会及び福生警察署の御協力をいただきまして、市内各小学校で毎年低学年の児童を対象に自転車の正しい乗り方の指導、それから信号機を守ること、スピードを出し過ぎないこと、一時停止の仕方といったものについての指導を行っております。

また、１７年度、福生市青少年育成地区委員長会が主催いたしますふっさ輝きフェスティバルの会場におきまして、この１７年度から交通安全教室と題し、自転車安全走行の体験の場を設けまして、８の字型の模型道路や、幅１５センチ、長さ３メートルの板の上を走行するといったバランス走行等の体験もしていただいております。なお、今年度、約３００人の参加があったところでございます。小学生のうちから正しい交通ルールや交通マナーを身につけることは非常に大切なことですし、交通事故防止のためにも大変重要であると思っております。

さらに、市民の方への指導につきましては、春と秋の交通安全運動期間中に夜間における自転車無灯火の街頭指導を行っておりまして、その中で無灯火走行は５万円以下の罰金、信号無視は３カ月以下の懲役または５万円以下の罰金、２人乗り２万円以下の罰金などと掲載をした「知っていますか、自転車にも罰則があります」というチラシを配布しつつ、啓発活動を行っております。

高齢者に対する指導といたしまして、福生警察署交通課の御協力をいただき、平成１８年度から順次、各老人クラブでの会合の場等に出向きまして、交通安全講習会を開催し、自転車での走行についての話をさせていただいております。今後も、このような活動を地道に、正しい交通ルールと交通マナーのさらなる浸透を図っていきたいと思っております。

２点目の、歩道通行やサイクリングロード等の交通安全についてですが、以前にも御質問をいただき、歩道通行の安全対策として市道幹線Ⅱ－５号線（やなぎ通り）につきましては、自転車利用者に歩行者の安全を促す注意標識を６カ所ばかり設置をいたしまして、歩行者等の安全対策を図りました。

また、サイクリングロードにつきましてもジョギングや散策等で利用する人たちの中を通過する自転車が多く、危険なため、その後、国土交通省と協議をいたしまして、自転車利用者に歩行者の安全を促す注意標識を、サイクリングロードの出入口付近等

に両面で5カ所設置し、歩行者の安全対策を図っております。しかし、サイクリングロードにつきましては近隣のまちへ続いているため、速度を出して通過していく自転車が多いことも事実で、もう少し他の安全対策も必要ではないかとのことで、自転車と歩行者の通行レーンを物理的に離すことができればよろしいわけですが、幅員が狭いため、かえってそれでは通行に支障を来すことになります。

そこで、サイクリングロードや各公園の出入口等にU字型の車どめを設置して、自転車のスピードを落とさせるような対策をとり、歩行者等の安全対策を図っていきたいと考えておりますが、国土交通省の占用許可が必要になりますので、国土交通省との協議をまず進めてまいります。

次に、都市基盤整備についての1点目、法務局周辺の交通改善についてですが、本地域は平成16年3月に田園西土地地区画整理事業が完了し、この区域内の第七小学校方面から都道の多摩橋通りに抜ける市道幹線Ⅱ-21号線が、一方通行の道路として整備をされており、多摩橋通り側からの車両の進入ができない形になっております。地域には特別養護老人ホームがあり、また平成18年3月には法務局が建設されましたが一方通行のため、福生方面やあきる野方面からの自動車等に不便を来しております。

そこで、多摩橋通りからの進入等何らかの対策ができないかということで、福生警察署に確認いたしましたところ、この道路は幅員6メートルですので、現在の道路幅員を拡幅しないと、多摩橋通りからの進入は難しいとのことでございます。幸い、多摩橋通りに接続する部分の市道幹線Ⅱ-21号線沿いの用地は、市の所有地ですので、用地買収の必要がないわけでありまして、多摩橋通りからの進入が可能になれば、法務局や中央公園利用者等への利便性が高くなります。しかし、都道である多摩橋通りのあきる野方面からの右折ラインの確保や信号機の設置の問題など、事業化をするには幾つかの問題解決が必要ですので、今後、地域住民の皆様との意見交換や東京都、警視庁との協議、調整を進めてまいりたいと思います。

次に、2点目の北田園一丁目と体育館側を結ぶ地下通路の設置ですが、以前にも御質問をいただいております。その後、時間が経過しております。この地域も住宅等がふえて、町並みもできてきたといったような意味では、おっしゃるとおりのことも必要かと思っておりますけれども、この地下通路は都道との土かぶりの関係や、ボックスカルバートを建築限界の高さ4.5メートルで施行した場合に、掘削でのスロープでの構造になりますことから、特に北田園一丁目側の特別養護老人ホームや個人住宅等、民地との段差が生じてくる幾つかの問題がございます。以前にも答弁しておりますが、現時点では事業化はなかなか難しいと考えております。

したがって、まず、先ほど述べましたとおりの市道幹線Ⅱ-21号線の多摩橋通りからの通行につきまして、事業化をまず進めまして、地下通路につきましてはその結果等も見ながら考えてみたいと、こんなふうに思います。

以上で、小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 小野沢議員さんの御質問にお答えをいたします。子育て支

援策についての２点目、（仮称）「ふっさっ子の広場」の取り組み状況についてでございます。重複する部分につきまして整理をしながら答弁をさせていただきます。

まず、確固とした運営体制とするために、「ふっさっ子の広場」事業の全体を統括し、基本的事項を決定いたします「ふっさっ子の広場」機構会議の設置に取り組んでまいります。この機構会議は市長、私、学識経験者等により構成いたしたいと考えております。

「ふっさっ子の広場」事業の初年度に当たります平成１９年度は、モデル事業として実施をいたし、モデル校につきましては市立第六小学校に決定をいたしまして、本年１０月開設を目指して準備をいたしております。したがって、「ふっさっ子の広場」の対象児童につきましては、第六小学校区に住んでいる小学校の全児童ということになります。

今後、７月１日号の広報におきまして、本事業の概要を御説明申し上げ、「ふっさっ子の広場」の運営の中心を担っていただくコーディネーターの募集をいたす予定でございます。また、７月以降、モデル校であります第六小学校の保護者、ＰＴＡを初めといたしまして、学区域の青少年育成地区委員会、町会・自治会、子ども会、民生児童委員や広く市民の方々への事業説明、あるいは協力依頼などを行ってまいります。

「ふっさっ子の広場」の運営内容といたしましては、月曜日から金曜日までの平日の放課後、開設時間は４月から９月までは放課後から午後６時まで、１０月から３月までは放課後から午後５時までの開設を計画いたしております。

各広場の運営体制といたしましては、それぞれに有償のチーフ・コーディネーター１名、コーディネーター２名、安全管理員１名を置きまして、そのほかには広範な地域のボランティアの御参加をいただこうと考えております。特に、ボランティアにつきましては「ふっさっ子の広場」の事業が広範な分野にわたり展開をされるという予定をいたしておりますので、地域の皆様のボランティアとしての積極的な御参加と御協力をどうしても仰ぎたいと考えております。団塊の世代の方々を含めまして、多くの皆さんのボランティアとして御参加をいただけることを期待いたしているところでございます。そのためにも今後、市の広報紙やホームページ、またポスターの掲示、パンフレットなど配布いたしまして、積極的な周知、ＰＲを行ってまいりたいと考えております。

なお、「ふっさっ子の広場」事業は当初予算といたしまして、１９９万６０００円の計上をさせていただいておりますが、今後、事業の確定に伴い、運営開始に当たりましては不足が見込まれます経費につきましては、９月の市議会に補正予算の計上も考慮させていただきたいと考えておりますので、よろしくお取り扱いをいただきたいと思います。

以上、小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後４時１５分まで休憩します。

午後４時４分 休憩

~~~~~

午後4時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○20番（小野沢久君） それでは、再質問をさせていただきます。時間も延長していただいたので……。

子育て支援の病後児保育の関係でございますけれども、「一体的に進めて」いくという答弁で、いつやるという答えがなかったのです。答弁の中にはなかったのですが、やはり一番の問題は土地の問題があるかと思うのです。公設民営、土地は東京都の持ち物になっていて、それを民間移管する場合に結局その部分にたどり着くと思うのですが、それは上を直しても東京都だから問題がないのではないかと思うのです。ですから、土地の話の問題は抜きにして、後回しにしても、この事業を進めることは可能だと思います。

それで、20年度ですから、今の答弁で行きますと、何かこれからやるというよりも、20年になったからやろうかなという感じの受け取り方をしているのですけれども、そうでなくてももうすぐにでも手をつけられる、これだけの内容がわかっているわけですから、すぐにでもやはり手をつけられる。まずやらなくてはいけないことは見積もりして、幾らかかるかということをやってもらって、それで、それを早目に補正予算を組んでいただいて。そうでないと、来年になってから当初予算を計上して、それから設計してというと、大体20年度は終わってしまっているわけでしょう。流れから行くとそうになってしまう。だから、年度内にきちんと見積もりをして、補正予算を組んで工事を始めないと、来年の4月には始まらない。もっとも4月に始めるとは言っていないから、4月は無理ではないかと思っているのですが。いずれにしても、ここまで来れば、そう大して問題はないのですよ。福生保育園さんが引き受けてくれるということ、どこが引き受けるか決めるまでが一番大変だったわけですから。

そういうことで、考え方として20年度内のより早い時期というと、私は希望としては4月ですよ。それに向けていくとすればどうすればいいかというと、先ほど申しましたようにすぐに設計に入らないといけない。そのためには補正予算を組んでやらなくてはならない。そうは言っても、そんなに簡単には行かないので、その辺の取り組み姿勢を、目標をどの辺に置いて、どういう形で取り組んでいくのかということをもう少し具体的にお答えいただければと思うのですが、よろしくお願いいたします。

それから、順番で行きますので、「ふっさっ子の広場」の関係ですが、るる説明をいただいております。全児童対象の自由来所型ということでありました。これは幾つか問題点を挙げますと、過日の、きのうもありましたけれども、学童保育との関係、学

童クラブとの関係があるのですけれども、それを余りやるとなかなかうまく行かないのではないかと思いますので、まず一つ聞いておきたいのは、この事業内容の中で「広範囲な分野にわたる」ということで、ボランティアの方をこれから募集するわけでございます。ただ単にボランティアの募集といっても、具体的な内容がないと、「ちょっと参加してみたいな」と思っても、思うだけで一歩前に踏み込めないという状況があるかと思うのですが、その辺の具体的内容を、どんなボランティアがあるのか、この説明でいくと自然とのかかわり体験、アウトドアの関係みたいなこと。あるいは科学技術、あるいは文化・芸術、スポーツとかとあるでしょう。ですから、その中をもう少し具体的に、どんなことができれば参加できるのかと、あるいはできなくても参加できるのかどうか、その辺のところを具体的にまず説明をしていただきたい、それが一つ。

それから、学童クラブとは全く関係なく自由参加の施設だということですが、このことは居場所対策ということを最初に申し上げたのですが、居場所対策としての取り組みというのは随分前から取り上げてきたけれども、なかなか進まない。ここへ来て国の予算がつく途端にパッとできて、随分早くできたなという感じが私はあったのです。だから、例えばこれが国の施策として補助金がつかなければ、この年度には始まらなかったのではないかと思いますので、その辺はどうですか。そうでなくできたかどうか。それが2点目です。

それから、事業内容からして子育てという部分では、子どもという部分では非常に広範囲に及ぶわけですから、現状は教育委員会単独でやっている事業なのかどうか。町田部長のところの子ども家庭部長のところとのかかわりはあるのかどうか。学童クラブの関係で、「横断的に取り組む」と言う元気のいい課長さんが何か異動してしまったのだけれども、その辺の、縦割りだと結果的に余りいい結果が出ないのではないかと思いますので、その辺の連絡関係の現状はどうなっていますか、お伺いします。これで三つですか、とりあえず三つお願いします。

それから、環境ビジネス・マネジメント、また延びてしまった。今度は「新しい庁舎ができてから」になってしまった。

最初に提案してからこれは随分時間がたったのも、よそがもうみんなやっちゃって、余り新鮮味がなくなったのが一つと、これにかわるシステムがいろいろあって、これにこだわらなくてもできるということがあったから、しばらくの間ほうって置いたのだけれども、ほうっておいたら少しも進まなかったんで、やはりこれを取り上げたのですけれども。

そうすると、市役所が完成するのは来年の3月だから、20年度の初めから手をつけるのかどうか。この環境計画の中にも、基本計画の中にも立派なものが出てくるのだけれども、具体的には一つも書いていないですね。環境マネジメント、これを見ますと、システムの検討ぐらいのことしか……。だからいつやるとも全くわからない。ですから、新年度に入ってすぐ手をつけていただけるのかどうか、その辺のところを——方法はどうでもいいのです、どの方法でも。ただ、余り違ったのをやると市民の皆さんに言うときに、「あんたに言われたくないな」ぐらいのこともあると

思うので、やはりそれなりにきちんと裏づけのあることでやっていただきたい。ですから、それにすぐ手をつけていただけるのかどうかということ、もう少し具体的な取り組みのスケジュールをお願いいたします。

次に、温暖化の関係の達成度ですが、達成度はどうもよくないようで、「10%ふえています」と。主な理由が気に食わないですよね。「土曜日、全日開庁しました。社会教育施設も開館日・開館時間……」、何か一生懸命市民サービス向上を進めたことが、温暖化で足を引っ張っているような言い方をされて、随分こう……何か、次に何かを言わないといけないという気になってきたのだけれども、あれは大変市民に喜ばれているいい施策なのです。恐らく、この計算は電気代の計算ぐらいしかしていないと思う、これは一番簡単だから、比較して電気代がふえたか減ったかぐらいで。

そこで、これだけの施策をつくったのだから、何かいいこともあったでしょう、成果が上がったところが。あったでしょう、だっていろいろやったのだから、この中で。やってきて、ただ単に土曜日をあけたからふえたという答弁では、これはしょうがないので、具体的によくなったところがあるはず、成果が出たと、その辺をまずやっていただきたいのと、どうやってこれはチェックしているのですか。これにはチェックするのがあるのです。市長がいて、推進委員会があって、推進委員がいて、事務局があって、きちんと推進点検制などというのがある。これは四半期に1度と書いてあるけれども、実際にやっているのかどうか。幹部の皆さん、もう忙しいでしょうから、そんなにかかわってられないのではないかと思いますのだけれども、やっているのかどうか、その具体的な対応策を教えてくださいと思います。

これは次のグリーン購入も全くそうなのですけれども、物品調達のことであって、では、それをどこまで職員の皆さんが理解してやっているのか。だれがそれはチェックするのか、課長が一々チェック、一々チェックもないだろうと思う、子どもではないのだから。恐らく担当に任せてやっているのではないかと思いますのだけれども、その辺の徹底の仕方と確認はどうなっていますか。これが、ここでは一つ。

なぜそんなことを言うかということ、この中で地球温暖化対策実行計画の中で細かに決めてあって、例えば紙類の関係を見ると一般文書、原則として古紙配合率の高い再生紙を使用し、また可能な限り白色度の低い製品を使用となっている。業者に製本等印刷を発注する場合、使用用紙については古紙配合率の高い印刷物を指定する、これは両方共通すると思うのです、そういう部分では。

それで、市長さんに見ていただきたいのは、これは市長さんが責任で出していますが、「広報ふっさ」ですから、これが4月1日号。これが4月15日、そこから見ても色の違いはわかると思う。はるかに漂白度がこちらは高いと思う。一応これが古紙100%となっている、両方とも。なぜ私はこれを気がついたかということ、印刷も結構下手です、真っ黒ですよ。何だかわからない、これツツジなのです。私もたまたまテレビの上に置いておいて見たから「あれっ」と思って前のと比べたら、全然違うので、それは紙もこんなに違っている、果たしてこれが本当に100%なのかどうかということ、私、いまだに疑っています。疑っていますからいろいろと調べたのですが、今のところ調べようがない。

瀬戸内海の方には製紙工場があるわけですから、非常にいろいろな検査する場所もあって、インターネットは便利だからどんどん調べていける、ただ電話をして、ではでき上がった紙の中身がわかりますかという、なかなか検査の方法が今ない。メーカーも言った品質をそのまま載せていますということだから、いずれもう少し探せばあると思うので、それはそれとして、なぜこういうことになってしまうのかという、今言ったチェック機関のチェックが入っていないからこういうふうになってしまう。広報のことは、別の機会にまたやります。

やはり、どこかでチェックをしていないと、例えば発注する側、購入する側などは常に目を配っていないと、こういう結果になってしまうと思いますので、ですからこのことの内容はこれ以上言いませんけれども、確認の方法をきちんと、どのような形にしているのかをちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから、自転車の関係、いろいろやっていることの具体的な例が出てきました。特に子どもたちに対しては具体的な方法で取り組んでおります。しかも、子どもの場合は、例えば仮に免許証を、講習を受けたならば免許証を出すとかということもやっていたところもあったのですけれども、子どものうちでやるのが一番いいのですけれども、実際には子どもよりもどちらかというと大人の方がいい加減ではないかと思うのです。子どもの場合、自分で少しぐらい転んでも大したけがはしないけれども、大人が転ぶと大けがになりますから。

では、成人対策はどうしているのかということをお聞きしたいのですが、今の答弁の中ではなかなかその辺が抜けてしまっているのです。老人クラブの会合等に行って、老人でも、自転車に乗れる老人までならいいけれども、これは多分乗れないようなお年寄りの方が多いところに行ってやっていると思うので、やはり成人対策というのは大変重要なことなのでございますが、そこら辺のことをどういうふうに取り組んでいくのか、ここではひとつお願いいたします。

それから、サイクリングロードの関係ですが、今の答弁では多少手を打っていただくということでございます。自転車と歩行者の危険度を感じているのは私だけではないと思うのですが、特に永田橋から入るところ、あるいはプールのわきの坂をおりて、多摩橋を渡って中央公園に入るところ、猛スピードですよ。特に中央公園に入るところは小さな橋がありますけれども、あれから先は公園で、もう自由に子どもたちも遊んで、大人も遊んでいる中で、そこへ自転車が入ってくる。ですから、あの辺の入り口にはきちんとそういうガードをつくっていただく。

先ほどの答弁はどこにどうということはなかったのですが、国土交通省の占用許可が必要ということで、南公園も全くそうなのです。ですから、南公園は福生方面から行った場合、入り口から入った場合には自転車は車道を走ってもらって、歩道は人だけにしてもらって、車道側を走る、車道はデコボコがついていきますからそうは走れないし、その反対側の下の川寄りのところも、やはり結局あそこも相当なスピードで走っている。ですから、あそこも両方にガードをつけてもらって、具体的な指摘をしましたので、何とかそういう形で、幾つかやはりつけていただければ、事故が未然に防げるのではないかと思いますので、ぜひその辺のところを対応していただきますよう

お願いいたします。3人組の課長さんでやっていただければ、いい知恵が出てくると思うので、よろしくお願いいたします。

それから、次の都市基盤の関係の法務局の関係も、答弁ではたまたま市の土地があるから、そういう面ではラインをつくることはできるけれども、結局、右折が可能かどうかというのは警察が決めるのですね、公安委員会の方で。あそこが一方通行である理由はもうほとんどないのではないかと、6メートルになってから。歩道もついていいるのだから、ないと思うのです。かえって、あそこの市民の皆さんも、道を間違えて入ってこられるよりは歩道があるところを行ってもらった方が間違いがないし、その方がわかりやすいと思います。

そこで、今の答弁は「地域住民の皆様との意見交換や東京都、警視庁との協議、調整を進めていきたいと思います」ということだから、ただ単に調整するのではなくて、どのような案を持ってそこに臨むのか、やはりそれなりの案を持っていった方がいいのではないか。私の案は、一方通行を解除した方が中に車が入ってくるのが減ってくるのでいいのではないかということです。また、七小方面からの入り口ももう少し考えようがあるのではないか。ですから、それなりの案を示しながら交渉した方がいいと思いますので、どんな形での取り組み、調整をなさるのか、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

次に、北田園一丁目地区と体育館側を結ぶ地下通路の関係で、滝島課長がつくった原稿だと思うのですが、「ボックスカルバートを建築限界の高さ4.5メートル」、4.5メートルでは車がパンパン走れるものでしょう。そんなすごいのをつくらなくても、人が行き来できる。例えば南公園の入口の陸橋のところは高さが2.3メートル、幅が4メートル、上と道路の差が2.8メートル、これからお願いをして取りかかっていただけたら永田橋のところは3メートルの2.5メートル、道路と天井が1.5メートルですから、4.5メートルなどという大がかりなものをしなくても十分対応が、効果的な効果は出てくると思うので、そこらを含めて、そのことについてはもう一度検討をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

再質問といたします。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長（町田正春君） 小野沢議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

まず、子育て支援策の1点目の病後児保育の関係でございます。開設時期、もう少し具体的にというふうなお話でございますけれども、市長答弁にもございましたけれども、基本的には専用設備が必要になってくるということから、実際に現場に出向いたときには福生保育園の2階のベランダ部分あたりが、その面積を確保できるかなというふうなことではいるのですけれども、やはりある意味、もう少しきちとした測量と言いましょうか、そういった形が必要になってくるということと、できるだけやはり通常保育へ影響がないような形で、どの時期に工事をすればよいのかということも含めて、今後、保育園の方と協議をしていくということになりますと、協議が早く整いますれば、できれば補正予算というふうなことも考えられますけれども、この辺を含めまして、また、工事期間等もあるものですから、答弁といたしましては平成2

0年度の早いうちというふうな、そんなお答えでお許しをいただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 小野沢議員さんの「ふっさっ子の広場」の取り組み状況についての再質問にお答えを申し上げます。

まず1点目でございますが、広範囲なボランティア募集の具体的内容をとの御質問でございますが、今回、先ほど加藤議員さんからも御質問がありました学び合いボランティアほか、例えば輝き市民サポートセンターに登録されています164の活動団体、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されております142団体、また、文化協会に加盟されている116団体、体育協会の27団体、こういった支援をしていただけるという団体にお声をかけるというのは当然でございますが、そのほかにも、これから広報等によりまして広範な範囲で協力をお願いしていくわけでございますが、そのときの募集の中で、より具体的に参加をしていただけるような呼びかけをしたいということで考えておりますが、例えば、竹馬遊びを御指導できる方とか、こま回しを御指導できる方、このようなわかりやすい形でパターンをつくりまして募集をかけさせていただきたいと思っております。

また、こういった昔からの技能とか知識をお持ちでなくても、この広場に参加する児童が下校する際の見守りにも参加していただける市民、こういった方もまた募集をかけさせていただきたいと思っております。

2点目の、自由参加の居場所対策としての取り組みであります、国の補助金がなくは始まらなかったのかと、こういった御指摘でございますが、この教育委員会の取り組みは昨年の4月から取り組みを始めまして、庁内職員によるプロジェクトチームの立ち上げほか市民の方の研究会、そういった形で進んでまいりました。

一方、国の方では放課後子どもプラン、文部科学省が創設しているわけでございますけれども、子どもが犠牲となる犯罪、凶悪事件が相次いで発生したこと、また、子どもを取り巻く家庭や地域の協力の低下が指摘される中で、18年5月に少子化対策の観点から、猪口少子化担当大臣の提案を受け、小坂文部科学大臣及び川崎厚生労働大臣の合意のもと、放課後子どもプランが両大臣より発表されたわけでございまして、同年12月には閣議決定されまして、年度内に19年度の概算予算がつくられていったわけでございまして、こういった国の動きとはほぼ同じような足並みをそろえておりますけれども、国の施策があったから始めたという事業ではございません。よろしくをお願いいたします。

それと3点目の、この事業は教育委員会の単独事業なのか、子ども家庭部とのかかわりとはという御指摘でございますが、まず、先ほど、以前の御質問でも機構会議について触れていますけれども、この「ふっさっ子の広場」のさまざまな事業等を決めていくに当たりまして、一番統括的な組織といたしましては機構会議を立ち上げる準備を進めております。これは教育長、市長、またさまざまな学識経験者の方から構成されるわけでございますけれども、この中に子ども家庭部長も入っていただいております、こういった中で連携をとっていこうと考えております。

また、既に事務レベルでは子ども家庭部の部長、課長にも入っていただきまして、

教育委員会の私、また、社会教育課長、指導室の参事、指導課長とも既に1度連絡会を持ってございます。このような形で今後、全庁的な取り組みということで進めますので、ひとつ御理解をよろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、環境マネジメントシステム、14001関係でございますけれども、このシステムにつきましては私どもといたしましては2年前ぐらいでしょうか、1度全体的な経費の試算をいたしてございます。この段階におきましては大変な経費がかかるということがわかっております。

その後でございますけれども、市長答弁にもございましたけれども、環境管理システムには環境省の「エコアクション21」というシステムもございます。多摩地区ですと八王子で導入していると、そんなふうなことを聞いてございます。こういった八王子市などへ視察を行ってまいりたいというふうに考えておりますが、このシステムを含めまして広く検討する中で、早期にどういうシステムがよろしいかということを検討し、反映していきたいというふうに考えてございますけれども、私どもの目標といたしましては今年度の実施計画で、何らかの形で掲載ができればとそんな思いで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、温暖化対策の関係でございますけれども、これにつきましては庁内に委員会を設置しておりまして、年に数回会議を開催してございます。二酸化炭素の排出量等をリスト化いたしまして、過去の排出量との増減を、チェックをいたしてございます。また、増減の大きなところにつきましてはその理由等を明らかにするよう説明を求めているところでございます。

また、セストを管理いたしますそれぞれの担当課の職員に対しましては、実行計画の趣旨の周知、あるいは計画の進捗状況などを説明し、取り組みを強化をいたしているところでございます。

なお、この計画の成果ということでございますけれども、成果といたしましては庁舎、あるいは福生病院の建設に反映している、例えば太陽光発電ですとか、コージェネレーション等々でございます。それから、施設別に資料が保存されているので、今後活用できるということもあるかと思えます。

それから、現在動き出しておりますけれども、福生スクラム・マイナス50%事業が展開されておりまして、これにつきましてはエコライトハウス、既存の戸建て住宅の断熱改修ということで、そんな成果が上がっているのではないかというふうに考えております。

次に、グリーン購入の関係のチェック関係でございますけれども、これにつきましては13年度に方針を決定いたしましたところでございますが、チェックにつきましては市役所の物品購入の方法、あるいは契約制と関係する課題でもございますけれども、例えば役所の場合、物品を購入する場合、一定金額以下につきましては担当課で契約をすると、こんなことにもなってございます。そのために各課、職員全員につきまして物品等の調達でのグリーン購入が、そういう認識が重要となってまいりますので、今までチェックが足りない分が多分にあるかと思えますので、今後、グリーン購入の推進に向けまして職員への周知、あるいは徹底を今まで以上により一層図ってまいり

たい、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 小野沢議員さんの再質問にお答えいたします。

2点になろうかと思うのですが、一方通行の解除に伴う幾つかの選択肢ということでございますが、入り口から元京浜上流事務所の角まで、拡幅する方法が1点ございます。信号と右折ラインをつくらなければならないという前提がありますけれども、もう一つの選択肢としては入り口の拡幅、これも右折ラインと信号機を設置することになろうかと思うのですが、適応指導教室が現在あるところの土地でございますが、大きく分けるとこの二つでございまして、さらにこの二つの選択肢の中で、七小の入り口まで延ばすのかどうかという問題点もございます。それらも選択肢の中には入ろうかと思うのですが、どの方法が一番よいのか、少し時間がありますので、その辺を含めて十分調整をしたいなと。

さらには、入り口のみを拡幅をして、一方通行を時間帯で規制するような方法も、現段階では考えられるのかなと、こんなふうに思っているところでございますが、適応指導教室が現在ありまして、未利用地検討委員会の中で第4庁舎への移転ということの報告があったかと思うのですが、第4庁舎の改良が19年度に設計でございまして、20年度工事ということでございますから、移転することになりますと、21年の3月か、21年の4月ごろになるということになりますと、工事の実施計画でいきますと21年度になろうかなと。もうちょっと時間がございまして、先ほど言った選択肢のほうかにまだ考えられるのかどうかとこういうようなことも含めて、3人に託したいなというふうに思っております。

2点目の地下道についてでございますが、前回質問をいただいたときに私どもも事前に調査をしておりまして、確かに土かぶりが2.5メートルということは西多摩建設事務所から指導を受けました。永田橋の問題も、1.52メートルということでございますけれども、この永田橋のときも西多摩建設事務所からは最初は2.5メートルの土かぶりと、こういう話をいただきまして、難航したという経過を承知しているところでございます。陸橋通りは2.8メートルということでございますけれども、そんな経過を経ながら、現在、永田橋のアンダーパス、土かぶりが1.52メートルになったという経過があります。ボックスカルバートの強度が増したのかなということも思いますけれども、いずれにしてもそんなことで経過をしてきました。

そこで、地下道を仮に4.5メートルではなくて、道路が、地下道が水平になるようにした場合に土かぶりがどのくらいになるか計算を今はしておりませんが、それをしたにしてもサンシャインと住宅がございまして、そこに側道をつけないければなりませんので、そうしますと5億円以上の補償費が必要ということの分析調査結果が出ておりまして、前回の一般質問のときには困難ですと、こういうような状況を御報告したわけでございまして、今回につきましてもそのようなことを踏まえまして、市長答弁の中で「困難」というふうに答弁していると、このように理解しているところでございます。

○総務部長（田辺恒久君） 自転車の成人者に対する対策でございますが、自転車も車と同じように罰金制度があることをほとんどの方は認識がないと思いますので、市

といたしましてもチラシ等で啓発活動を行って周知していきたいと考えております。

また、警察署へ厳しく違反者を取り締まるようお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で、答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 先ほど、幾つか小野沢議員さんが質問の中で提起されましたような場所、永田橋から入るところ、プールの横から中央公園に入るところ、それから南公園、私も先日の6月3日の環境フェスティバルの帰りにちょっと歩きまして、その辺も確認をしてみたり、私も月に1回は中央公園から南公園、熊川分水、原ヶ谷戸どんぐり公園、やなぎ通りというようなコースで、月に1回ぐらいは回っているのですが、そんな状況を見たり、サイクリングロードを自転車が走っている状況を見たりすると、そういうU字型の規制するものが必要かなと、こんなふうに思っています。

私もときどき、帰りに羽村大橋を渡って帰るときに、羽村の一里塚公園の前に同じように制御したものがございまして、それらを参考にしながら、場所についてはもう少し慎重に検討したいなとこんなふうに思っておりますし、もう一つは、日本サイクリング協会というのがあるそうなのですが、その下に47都道府県の各県のサイクリング協会というのがあるそうで、その報告書の中にも永田橋の平面交差のことも載っておりましたので、サイクリングロードの通行に対する安全の対応、それから永田橋の地下道が開通する情報提供も含めて、ちょっとサイクリング協会に相談したり、お願いをしたりしたいなと、こんなふうなこともあわせて安全対策を図っていきたい、こんなふうに思っています。

○20番（小野沢久君） それでは、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

子育て支援の病後児保育の関係ですけれども、町田部長さんの答弁で、通常保育に影響のない範囲で早いうちということだから、まあまあこれでいけば年度内、19年度内の9月の補正はない、12月ぐらいに補正が出てくるかと。実際にやるとなると、逆算するとそのくらいに補正を組まないといけないですよ。だからその辺をこれは期待をして、そうなるように願っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、「ふっさっ子の広場」の関係で、幾つかお答えをいただきました。やはりこの事業がこれから先にすべて影響してくる事業であると思います。ですから、スタート時点でつまづきのないようなものをつくっていければ、あとはそれを見本にしながらやっていければ、それなりの方向性が出てくると思う。そういう面では当初は時間をかけても相当な努力をしなければスタッフも集まらないのではないかと思います。ですから、その部分では大変重要な時期だと思っております。

それから、ひとつ聞いておきたいのは、この後の展開です。あと2年で、21年、22年までで全校にやるということですから、その辺のタイムスケジュールはどうなっていますか、それが一つ。

それから、これはひとつ、子ども家庭部長の方になりますが、学童クラブがたまたま六小は今、待機児が一番多いのですけれども、このことによって、待機児対策が何かできてくるのですか、という部分。別のものでわかるのですが、実際に使う方としてみれば、6時までそこにいられるわけですから、冬場は5時までで、相当その部分

で対応できる形ができるのではないかと思いますのです。問題はおやつがあるかないかぐらいのところですから、その辺のところの見込みはどうでしょうか。そういう前向きな成果が期待できるのかどうか、そこだけ一つだけちょっとお願いいたします。余りこっちで言うと、また話が進まなくなると困るので、こっちの方でちょっとよろしくお願いします。

それから、環境の関係ですが、マネジメント14001の認証の関係、いずれにしてもこれに近い形でちゃんとチェックができるシステムを導入できればいいわけですから、余り先送りをしないで、吉沢生活環境部長さんもそろそろあれですから、いるうちに何とかぜひ形をつけていただいて、心置きなくできるように、ぜひ取り組みをしていただきたい。余り庁舎が終わってしまうと、庁舎が終わる前に方向づけだけしておいてもらえれば、後の人が楽だと思えるのですよ、できてから考えるよりも、できるのがわかっているのだから。お願いいたします。そこのところは質問ではありませんから、期待をしておきますから。

グリーン購入の関係、温暖化の関係もとにかく——あと17年度が全部あるのですよね。だから、これからまだ6月なのだから、来年の3月までどこまでこれが進められるかというのはやはり大変重要なことなので、何かそこのてこ入れ策を考えてください。どうですか。これから年度内にやるという心意気とか、てこ入れ策をひとつ、そこだけちょっとお願いします。

それで、自転車の関係に行きます。やはり厳しく取り締まっていたいただかないと、本当に「自転車って罰金取られるの」という、ほとんどがそうだと思うのです。ですから、やはりそれは市としてはできないことだけれども、警察はできることだから、きちんとやはり安全の面では厳しい対応が、今後ともこれから必要ではないかと思えます。ぜひお願いいたします。

それから、サイクリングロードの関係も大体わかりました。これはそんなに難しいですからね。河川の許可を取るといっても、ちょっと穴をあけるだけのことなのだから、ステンレスでいいのを付けると持っていかれると困るから、スチールでいいですよ。お願いします。これもすぐできますね。清水部長がいるうちに、これはできるでしょう。お願いします。

それから、問題は多摩橋、法務局の一带の関係ですが、どうも私は秋川の方からいろいろ苦情が来ますものですから、ここで言うておかないと困るのですが、幾つか問題点は今ありました。それで、清水部長の方からも方策が幾つかあるのも出ました。ですから、これも相手があるといってもそんなに相手がごねるような相手ではないだろうから、土地の買収と違って。もう少し早目にできるのではないかと思いますのです、早目の取り組みをひとつお願いしておきます。

それから、トンネルは、これはどうももう一回仕切り直しをしないと、どうも5億円という言葉が出てしまうと、もう一回別なルートで調べ直しを、5億円が本当かどうかあやしくなってくるから、5億円もかかったのでは費用対効果で難しいので、とりあえず様子をみさせていただきますので、残り7分でございますので、うまくお答えいただきたいと思えます。

○子ども家庭部長（町田正春君） 小野沢議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

「ふっさっ子の広場」ができて、学童クラブの待機児解消につながるかというふうな、そういった御質問かと思えます。今、学童クラブに入所している児童の中で、今、6時まで学童クラブをやっておりますけれども、5時までで帰る児童というのも何人か確かにございます。そういった面では、そういう御家庭の方が「ふっさっ子の広場」の方に移動するというふうなこともある意味出てくるのかなと。というのは、当然学童クラブですと育成料を払うわけですから、そういった形で払わなくて済むということになれば、そういった御家庭も出てくるかなというのが一つ考えられるケース。

ただ、懸念しているのは「ふっさっ子の広場」の場合の学校の休業期間中ですけれども、これが午後1時からというふうなことになります。そうしますと、午前中どうするのかというふうなそういう部分がどうしても出てきますので、一概に全く解消につながるというふうなことが、これからちょっと研究はさせていただきますけれども、その辺の難しさがあるというふうなことで御理解いただければというふうに思います。

○生活環境部長（吉沢英治君） 温暖化の関係でございまして、これにつきましては18年度の二酸化炭素の排出量を集計中でございまして、その結果が出た段階におきまして地球温暖化対策実行計画推進委員会を開催をさせていただきます、具体的な協議をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、現段階でも具体的な対応といたしましては公共施設の各管理者への要請、あるいは職員への周知徹底、あるいは18年度も実施をさせていただきましたけれども、職員の研修会などを実施いたしまして、削減に向け努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（宮田満君） 小野沢議員さんの御質問にお答え申し上げます。

タイムスケジュール、今後の展開でございしますが、これは先ほどの他の議員さんの答弁にもお答えしておりますけれども、7月1日の広報で、まずコーディネーターの募集を行います、また同時に地域の皆様への周知活動、PTAほかそういった関係方面への周知、これは現地を伺って周知活動をしていくという予定がございします。

また、8月1日の広報ではボランティア募集をかけていくと、こんな予定になってございます。また、10月からは第六小学校モデル実施という形で発足させますけれども、平成20年度におきましては4月から3校、平成21年度におきましては4月から3校、3カ年間で7校全校の開設を現在予定しております。

○20番（小野沢久君） ありがとうございます。3分になってしまったので……、ちょっと聞きたいところもあったのですが、概ね予想した御答弁をいただきまして着実に事業が、お願いしたことが進むのではないかと期待をして、ちょっと5時を過ぎましたけれども、終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月8日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後5時4分 延会